工　事　設　計　書　等

工事設計書等のダウンロードにあたって

　知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における１次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による２次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省　関東地方整備局
甲府河川国道事務所

鏡

１．工事名

工事名	Ｒ７穏池排水機場３号主ポンプ分解整備工事
工事地名	山梨県甲府市西下条町地先

２．工事内容

１）	発注年月	令和 8年 2月			１３）	機械損料一括補正	0	労務費一括割増	0%
２）	事務所名	甲府河川国道事務所　防災課			１４）	単価適用年月	製作：2026年 2月	据付：2026年 2月	
３）	工事番号	2025020013			１５）	歩掛適用年月	製作：2026年 2月	据付：2026年 2月	
４）	契約区分	国債（翌債を含む）の分任官			１６）	前請負工事費	0		
５）	変更回数	0回			１７）	前 契 約 額	0		
６）	主 工 種	揚排水ポンプ設備（維持修繕）			１８）	随 意 契 約 額	0		
７）	工 事 量				１９）	調 整 区 分	0		
８）	工　　期	745日間	自	令和 8年 3月11日	２０）	工場管理費対象額			
		（当初）	至	令和10年 3月24日	２１）	共通仮設費対象額			
		（ 0回変更）	至	年 月 日	２２）	現場管理費対象額			
９）	施 工 県	製作：東京都		据付：山梨県	２３）	一般管理費等対象額			
１０）	地　　区	製作：東京１７区		据付：甲府地区	２４）	処 分 費 等	0		
１１）	河川・路線	笛吹川			２５）	公 告 日	令和 8年 2月12日		
１２）	設 計 年 月	令和 8年 2月			２６）	入 札 締 切 日	年 月 日		

３．予算科目

1） 予算科目：	2） 目：	3） 目の細分：	4） 事業名：

設計内訳書

工事名	Ｒ７穏池排水機場３号主ポンプ分解整備工事　（当　初）	事業区分	機械設備
		工事区分	揚排水ポンプ設備（維持修繕）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
製作工		式	1		209,804,590			
揚排水ﾎﾟﾝﾌﾟ設備製作		式	1		209,804,590			
主ﾎﾟﾝﾌﾟ設備		式	1		128,160,000			
工場分解整備		式	1		128,160,000			内-1号
動力伝達装置		式	1		80,674,000			
工場分解整備（減速機）		式	1		33,714,000			内-2号
工場分解整備（流体継手）		式	1		46,960,000			内-3号
工場塗装工(機械)		式	1		970,590			
工場塗装(接水部ﾎﾟﾝﾌﾟ)		式	1		730,060			内-4号
工場塗装(露出部ﾎﾟﾝﾌﾟ)		式	1		240,530			内-5号
間接労務費		式	1		33,976,000			
純製作費		式	1		243,780,590			

設計内訳書

工事名	Ｒ７穏池排水機場３号主ポンプ分解整備工事　（当　初）	事業区分	機械設備
		工事区分	揚排水ポンプ設備（維持修繕）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
工場管理費		式	1		25,444,000			
製作原価		式	1		269,224,590			
据付工		式	1		12,573,648			
揚排水ﾎﾟﾝﾌﾟ設備輸送工		式	1		668,000			
輸送工		式	1		668,000			
揚排水ﾎﾟﾝﾌﾟ設備輸送		式	1		668,000			内-6号
揚排水ﾎﾟﾝﾌﾟ設備据付		式	1		11,719,348			
揚排水ﾎﾟﾝﾌﾟ据付工		式	1		11,481,412			
撤去工		式	1		4,124,574			内-7号
据付工		式	1		6,332,976			内-8号
現地試運転調整工		式	1		185,436			内-9号
直接経費		式	1		838,426			内-10号

設計内訳書

工事名	Ｒ７穏池排水機場３号主ポンプ分解整備工事　（当　初）	事業区分	機械設備
		工事区分	揚排水ポンプ設備（維持修繕）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
ｸﾚｰﾝ設備据付工		式	1		237,936			
天井ｸﾚｰﾝ性能検査		式	1		237,936			内-11号
仮設工		式	1		186,300			
仮設工		式	1		186,300			
足場工		式	1		186,300			内-12号
共通仮設費		式	1		2,132,000			
共通仮設費		式	1		230,000			
運搬費		式	1		230,000			
検査ｳｪｲﾄ運搬費		式	1		230,000			内-13号
共通仮設費（率計上）		式	1		1,902,000			
純工事費		式	1		14,705,648			
現場管理費		式	1		3,233,000			

設計内訳書

工事名	Ｒ７穏池排水機場３号主ポンプ分解整備工事　（当　初）	事業区分	機械設備
		工事区分	揚排水ポンプ設備（維持修繕）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
据付間接費		式	1		13,802,000			
据付工事原価		式	1		31,740,648			
設計技術費		式	1		7,614,000			
工事原価		式	1		308,579,238			
一般管理費等		式	1		72,940,762			
工事価格		式	1		381,520,000			
消費税相当額		式	1		38,152,000			
工事費計		式	1		419,672,000			

一式当たり内訳書

工場分解整備

第　1号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
部品費		式	1		108,036,000			
工場分解整備費		式	1		20,124,000			
合　計					128,160,000			

一式当たり内訳書

工場分解整備（減速機）

第　2号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
部品費		式	1		21,546,000			
工場分解整備費		式	1		12,168,000			
合　計					33,714,000			

一式当たり内訳書

工場分解整備（流体継手）

第　3号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
部品費		式	1		41,500,000			
工場分解整備費		式	1		5,460,000			
合　計					46,960,000			

一式当たり内訳書

工場塗装(接水部ﾎﾟﾝﾌﾟ)

第　4号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
工場塗装	計上する 計上する ｴｱﾚｽ 60m2以上 ｼﾞﾝｸﾘｯﾁﾌﾟﾗｲﾏ(有機系) 計上する 1回 ｴｱﾚｽ 60m2以上	m２	122.6	5,954.82	730,060			
合　計					730,060			

一式当たり内訳書

工場塗装(露出部ﾎﾟﾝﾌﾟ)

第　5号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
工場塗装		m２	25.6	9,395.73	240,530			
合　計					240,530			

一式当たり内訳書

揚排水ﾎﾟﾝﾌﾟ設備輸送

第　6号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
修繕工事輸送費（固定機場） （往路）	40.6t 112km	式	1		334,000			
修繕工事輸送費（固定機場） （復路）	40.6t 112km	式	1		334,000			
合　計					668,000			

一式当たり内訳書

撤去工

第　7号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
機械設備据付工		人	123	30,906	3,801,438			
普通作業員		人	12	26,928	323,136			
合　計					4,124,574			

一式当たり内訳書

据付工

第　8号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
機械設備据付工		人	184	30,906	5,686,704			
普通作業員		人	24	26,928	646,272			
合　計					6,332,976			

一式当たり内訳書

現地試運転調整工

第　9号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
機械設備据付工		人	6	30,906	185,436			
合　計					185,436			

一式当たり内訳書

直接経費

第　10号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	２５ｔ吊	日	2	53,200	106,400			
雑機械器具損料	732026円	式	1		732,026			
合　計					838,426			

一式当たり内訳書

天井ｸﾚｰﾝ性能検査

第　11号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
天井ｸﾚｰﾝ性能検査		式	1		185,436			
天井ｸﾚｰﾝ性能検査ｳｪｲﾄﾘｰｽ	荷重30t	式	1		52,500			
合　計					237,936			

一式当たり内訳書

足場工

第　12号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
足場工	単管足場 不要 標準	掛ｍ２	40.5	4,600	186,300			
合　計					186,300			

一式当たり内訳書

検査ｳｪｲﾄ運搬費

第　13号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
検査用ｳｪｲﾄ運搬費	荷重30t	式	1		230,000			
合　計					230,000			

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	部品費		単位	式	数量	1	単価	108,036,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
玉軸受	#6244	個	1	1,575,000	1,575,000	
羽根車	SCS13	個	1	64,487,000	64,487,000	
軸継手	SUS304	個	1	8,349,000	8,349,000	
継手カラー	SUS403Q　２つ割れ	組	1	1,029,000	1,029,000	
軸受ナット	S45CH	個	1	40,000	40,000	
軸受部スリーブ(案内羽根部)	WC(超硬合金)　φ190×φ174×270L	個	1	3,430,000	3,430,000	
軸受部スリーブ(中間軸受部)	WC(超硬合金)　φ190×φ174×150L	個	1	2,450,000	2,450,000	
スペーサスリーブ(案内羽根部)	SUS304　φ190×φ174×264L	個	1	985,000	985,000	
スペーサスリーブ(中間軸受部)	SUS304　φ190×φ174×60L	個	1	643,000	643,000	
羽根車ナット	SUS304	個	1	6,686,000	6,686,000	
羽根車キー	SUS403Q　40×22×520L	個	1	240,000	240,000	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	部品費		単位	式	数量	1	単価	108,036,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
軸スリーブ(シール部)	SUS304	個	1	1,740,000	1,740,000	
シールリング	NBR	組	2	680,000	1,360,000	
フェノール軸受(案内羽根部)	フェノール樹脂+SUS304　φ190用　1.0D	組	1	6,550,000	6,550,000	
フェノール軸受(中間軸受部)	フェノール樹脂+SUS304　φ190用　0.5D	組	1	6,550,000	6,550,000	
フランジ継手挟み金	SS400　２つ割れ	組	1	554,000	554,000	
軸受座金	SPCC	個	1	9,000	9,000	
ゴムひも	ニトリルゴム	個	1	7,000	7,000	
ガスケット	ニトリルゴム　φ770×φ600×t1.5	個	1	24,000	24,000	
鉛パッキン	PbP　φ350×φ320×t4,t1	組	2	240,000	480,000	
ゴムひも	ニトリルゴム　φ8	個	1	65,000	65,000	
ゴムひも	ニトリルゴム　φ8	個	1	40,000	40,000	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	部品費		単位	式	数量	1	単価	108,036,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ゴムひも	ニトリルゴム　φ6	個	1	6,400	6,400	
ゴムひも	ニトリルゴム　φ4	個	3	15,000	45,000	
オイルシール	ニトリルゴム　ZF46	個	1	8,800	8,800	
平行キー(軸受スリーブ用)	S45CH　10×8×25L	個	1	2,800	2,800	
平行キー(軸継手用)	SUS403Q　42×25×229L	個	2	288,000	576,000	
平行キー(スペーサスリーブ用)	SUS403Q　8×7×15L	個	1	14,000	14,000	
平行キー(スペーサスリーブ用)	SUS403Q　8×7×15L	個	1	14,000	14,000	
平行キー(軸スリーブ用)	SUS403Q　12×8×40L	個	1	14,000	14,000	
平行キー	S45CH　40×22×340L	個	1	62,000	62,000	
計					108,036,000	
単価					108,036,000	円／式

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	工場分解整備費		単位	式	数量	1	単価	20,124,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
機械設備製作工		人	645	31,200	20,124,000	
計					20,124,000	
単価					20,124,000	円／式

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	部品費		単位	式	数量	1	単価	21,546,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
軸受		式	1		13,640,000	
圧力スイッチ		個	1	126,000	126,000	
圧力計		個	2	120,000	240,000	
トロコイドポンプ		個	1	4,060,000	4,060,000	
ポンプ駆動用歯車		組	1	1,180,000	1,180,000	
棒状温度計		式	1		50,000	
消耗品		式	1		2,250,000	
計					21,546,000	
単価					21,546,000	円／式

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	工場分解整備費		単位	式	数量	1	単価	12,168,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
機械設備製作工		人	390	31,200	12,168,000	
計					12,168,000	
単価					12,168,000	円／式

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	部品費		単位	式	数量	1	単価	41,500,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
油切り	SS41	個	1	450,000	450,000	
シールリング	BC6	組	2	2,700,000	5,400,000	
サイドカバー	AC3A	組	2	4,325,000	8,650,000	
ライナーリング	BC6	組	1	2,700,000	2,700,000	
デフレクターA	SS41	個	2	335,000	670,000	
球面コロ軸受		個	2	415,000	830,000	
軸受メタルR4	S20C,WJ2	組	1	5,700,000	5,700,000	
軸受メタルR3	S20C,WJ2	組	1	5,700,000	5,700,000	
軸受メタルR2	S20C,WJ2	組	1	5,700,000	5,700,000	
軸受メタルR1	S20C,WJ2	組	1	5,700,000	5,700,000	
計					41,500,000	

参考資料（１）

単価使用年月	2026．2
歩掛使用年月	2026．2
労務調整係数	1.000-00000002000

	部品費		単位	式	数量	1	単価	41,500,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
単価					41,500,000	円／式

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	工場分解整備費		単位	式	数量	1	単価	5,460,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
機械設備製作工		人	175	31,200	5,460,000	
計					5,460,000	
単価					5,460,000	円／式

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	工場塗装	計上する 計上する ｴｱﾚｽ 60m2以上 ｼﾞﾝｸﾘｯﾁﾌﾟﾗｲﾏ(有機系) 計上する 1回 ｴｱﾚｽ 60m2以上	単位	ｍ２	数量	100	単価	5,954.82

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
工場素地調整		ｍ２	100	2,114.5	211,450	
工場プライマ処理	ｴｱﾚｽ 60m2以上 ｼﾞﾝｸﾘｯﾁﾌﾟﾗｲﾏ(有機系)	ｍ２	100	806.44	80,644	
工場下塗	ｴｱﾚｽ 60m2以上 ｴﾎﾟｷｼ樹脂系(水中部用)	ｍ２	100	1,280.92	128,092	
工場中塗	ｴｱﾚｽ 60m2以上 ｴﾎﾟｷｼ樹脂系	ｍ２	100	894.52	89,452	
工場上塗	ｴｱﾚｽ 60m2以上 ｴﾎﾟｷｼ樹脂系	ｍ２	100	858.44	85,844	
計					595,482	
単価					5,954.82	円／ｍ２

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	工場塗装		単位	ｍ２	数量	100	単価	9,395.73

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
工場素地調整		ｍ２	100	1,155	115,500	
工場下塗		ｍ２	100	2,156.47	215,647	
工場下塗		ｍ２	100	1,556.48	155,648	
工場下塗		ｍ２	100	1,556.48	155,648	
工場中塗		ｍ２	100	1,488.8	148,880	
工場上塗		ｍ２	100	1,482.5	148,250	
計					939,573	
単価					9,395.73	円／ｍ２

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	修繕工事輸送費（固定機場） （往路）	40.6t 112km	単位	式	数量	1	単価	334,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運搬費用		式	1		334,000	
計					334,000	
単価					334,000	円／式

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	雑機械器具損料	732026円	単位	式	数量	1	単価	732,026

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
雑器具損料		式	1		732,026	
計					732,026	
単価					732,026	円／式

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	天井ｸﾚｰﾝ性能検査		単位	式	数量	1	単価	185,436

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
機械設備据付工		人	6	30,906	185,436	
計					185,436	
単価					185,436	円／式

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	足場工	単管足場 不要 標準	単位	掛ｍ２	数量	100	単価	4,600

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	1.9	31,620	60,078	
とび工		人	6.9	29,784	205,509	
普通作業員		人	1.8	26,928	48,470	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	２５ｔ吊	日	0.8	53,200	42,560	
諸雑費（率＋まるめ） 29%		式	1		103,383	
計					460,000	
単価					4,600	円／掛ｍ２

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	工場素地調整		単位	ｍ２	数量	100	単価	2,114.5

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
研削材料	ショット	ｋｇ	60	270	16,200	
橋りょう塗装工		人	5.5	35,500	195,250	
計					211,450	
単価					2,114.5	円／ｍ２

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	工場プライマ処理	ｴｱﾚｽ 60m2以上 ｼﾞﾝｸﾘｯﾁﾌﾟﾗｲﾏ(有機系)	単位	ｍ２	数量	100	単価	806.44

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ジンクリッチプライマー	有機系	ｋｇ	20	1,480	29,600	
塗料用シンナー	ジンクリッチプライマー用シンナー　有機	L	2.1	640	1,344	
橋りょう塗装工		人	1.4	35,500	49,700	
計					80,644	
単価					806.44	円／ｍ２

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	工場下塗	ｴﾎﾟｷｼ樹脂系(水中部用)	単位	ｍ２	数量	100	単価	1,280.92

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
エポキシ樹脂系塗料	下塗　水中部用	ｋｇ	50	1,500	75,000	
塗料用シンナー	エポキシ樹脂塗料用シンナー	L	5.3	640	3,392	
橋りょう塗装工		人	1.4	35,500	49,700	
計					128,092	
単価					1,280.92	円／ｍ２

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	工場中塗	ｴﾎﾟｷｼ 60m2以上 ｴﾎﾟｷｼ樹脂系	単位	ｍ２	数量	100	単価	894.52

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
エポキシ樹脂塗料	中塗り	ｋｇ	22	1,740	38,280	
塗料用シンナー	エポキシ樹脂塗料用シンナー	L	2.3	640	1,472	
橋りょう塗装工		人	1.4	35,500	49,700	
計					89,452	
単価					894.52	円／ｍ２

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	工場上塗	ｴﾎﾟｷｼ 60m2以上 ｴﾎﾟｷｼ樹脂系	単位	ｍ２	数量	100	単価	858.44

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
エポキシ樹脂塗料	上塗り	ｋｇ	20	1,740	34,800	
塗料用シンナー	エポキシ樹脂塗料用シンナー	L	2.1	640	1,344	
橋りょう塗装工		人	1.4	35,500	49,700	
計					85,844	
単価					858.44	円／ｍ２

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	工場素地調整		単位	ｍ２	数量	100	単価	1,155

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
橋りょう塗装工		人	3.1	35,500	110,050	
諸雑費（率＋まるめ） 5%		式	1		5,450	
計					115,500	
単価					1,155	円／ｍ２

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	工場下塗		単位	ｍ２	数量	100	単価	2,156.47

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ジンクリッチ　ペイント	有機厚膜	ｋｇ	65	1,650	107,250	
塗料用シンナー	Ｋ－２２０１	L	6.9	275	1,897	
橋りょう塗装工		人	3	35,500	106,500	
計					215,647	
単価					2,156.47	円／ｍ２

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	工場下塗		単位	ｍ２	数量	100	単価	1,556.48

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料	下塗り	ｋｇ	30	1,570	47,100	
塗料用シンナー	エポキシ樹脂塗料用シンナー	L	3.2	640	2,048	
橋りょう塗装工		人	3	35,500	106,500	
計					155,648	
単価					1,556.48	円／ｍ２

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	工場下塗		単位	ｍ２	数量	100	単価	1,556.48

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料	下塗り	ｋｇ	30	1,570	47,100	
塗料用シンナー	エポキシ樹脂塗料用シンナー	L	3.2	640	2,048	
橋りょう塗装工		人	3	35,500	106,500	
計					155,648	
単価					1,556.48	円／ｍ２

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	工場中塗		単位	ｍ２	数量	100	単価	1,488.8

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料	中塗り（淡彩）	ｋｇ	22	1,860	40,920	
塗料用シンナー	ポリウレタン樹脂塗料用シンナー　中塗り用	L	2.3	635	1,460	
橋りょう塗装工		人	3	35,500	106,500	
計					148,880	
単価					1,488.8	円／ｍ２

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	工場上塗		単位	ｍ２	数量	100	単価	1,482.5

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料	上塗り（淡彩）	ｋｇ	17	2,380	40,460	
塗料用シンナー	ポリウレタン樹脂塗料用シンナー　上塗り用	L	1.8	717	1,290	
橋りょう塗装工		人	3	35,500	106,500	
計					148,250	
単価					1,482.5	円／ｍ２

鋼材単価算定表＜データ無し＞

単価使用年月 歩掛使用年月	

Ｎｏ	名称・規格	単位	ベース価格	規格エキストラ	寸法エキストラ	割増率	スクラップ	鋼材単価

工場管理費

工場管理費

機械設備名	工場管理費対象額	工場管理費率	計　上　額
揚排水ポンプ設備(新設)	72,699,390	35　％	25,444,786
工場管理費計			25,444,000

工場管理費対象純製作費

単独（追加工事）	72,699,390	
全処分費を除く工場管理費対象純製作額	72,699,390	
非対象額計（－）	171,082,000	
管理費区分６・Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄ	0	(材料費　鋼材)
管理費区分Ｅ・Ｆ・Ｚ９９２３	171,082,000	(材料費　鋼材を除く)
管理費区分３	0	(機器単体費)
管理費区分Ｌ	0	(輸送費)
管理費区分２	0	(設計技術費・一般管理費のみ対象額)
管理費区分５	0	(一般管理費のみ対象額)
管理費区分９	0	(率計算の非対象額)

工場管理費

単独（追加工事）	25,444,000

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 揚排水ポンプ設備（維持修繕）				合算工事：		
対象工事費	12,573,648	据付直接工事費	12,573,648	事業損失	0	
対象工事費に含まれる全処分費額						
単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事	0	
非対象額計（－）	0					
管理費区分２	0	（設計技術費・一般管理費等のみ対象額）				
管理費区分３	0	（機器単体費）				
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）				
管理費区分７	0	（支給品（製作品・機器単体費）の額）				
管理費区分９	0	（率計算の非対象額）				
管理費区分Ｔ	0	全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額				
対象額（＋）	0					
支　給　品（＋）	0					
無償貸付機械評価額（＋）	0					
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）	12,573,648	現工事	0	合算工事	0	
全処分費等を除く共通仮設費対象額	12,573,648	現工事	0	合算工事	0	
共通仮設費（率分）						
率（補正前）	14.83 %		0 %			
施工地域等補正	0 %	ICT施工補正	1			
率（補正後）	15.13 %	（14.83% × 週休1.02）				
計上額						
単独（追加工事）	1,902,000	現工事	0	合算工事	0	
				調整工事計上額	0	

（積上分）共通仮設費

共通仮設費（積上分）

運搬費	230,000	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	0
営繕費	0				

共通仮設費（積上分）計	230,000

据付間接費・現場管理費

据付間接費

機械設備名	据付間接費対象額	据付間接費率	計上額
揚排水ポンプ設備(新設)	9,859,014	140 %	13,802,619

据付間接費計　13,802,000

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	14,705,648	単独（追加工事）据付直接工事	12,573,648	単独（追加工事）共通仮設費	2,132,000

非対象額計（－）	0	
管理費区分２	0	（設計技術費・一般管理費等のみ対象額）
管理費区分３	0	（機器単体費）
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）
管理費区分７	0	（支給品（製作品・機器単体品）の額）
管理費区分９	0	（率計算の非対象額）
管理費区分Ｔ	0	全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額
対象額（＋）	0	
支　給　品	0	
無償貸付機械等評価額	0	
事業損失防止施設費	0	

現場管理費対象純工事費

単独（追加工事）	14,705,648	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く現場管理費対象純工事費	14,705,648	現工事	0	合算工事	0

現場管理費率（補正前）	21.35 %	現工事	0 %	合算工事	0 %		
施工地域等補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1		
砂防・地滑り補正	0 %						
現場管理費率（補正後）	21.99 %	（21.35% × 週休1.03）				0 %	

現場管理費計上額

単独（追加工事）	3,233,000	現工事	0	合算工事	0
				調整工事計上額	0

（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）　601,822

設計技術費

製作原価						
単独（追加工事）	269,224,590					
据付工事原価						
単独（追加工事）	31,740,648					
非対象額計（－）	0					
管理費区分５	0	（一般管理費のみ対象額）				
管理費区分９	0	（率計算の非対象額）				
管理費区分Ｔ	0	（対象額に含まれる全処分費）				
管理費区分Ｍ	0	（設計技術費のみ非対象額）				
中止期間中の現場維持費	0	（据付工事原価に含まれる中止期間中の現場維持費計上額）				
対象額（＋）						
支給品費	0					
設計技術費対象額						
単独（追加工事）	300,965,238	現工事	0	合算工事	0	
全処分費を除く設計技術費対象額	300,965,238					
標準設計技術費率						
工種	揚排水ポンプ設備（維持修繕）					
単独（追加工事）	2.53 %	現工事	0 %	合算工事	0 %	
設計技術費						
単独（追加工事）	7,614,000	現工事	0	合算工事	0	
				調整工事計上額	0	

一般管理費等（当初）

主たる工種							
単独（追加工事）	揚排水ポンプ設備（維持修繕）						
工事原価							
単独（追加工事）	308,579,238		現工事	0		合算工事	0
非対象額計（－）	0						
管理費区分９	0	（率計算の非対象額）					
管理費区分Ｔ	0	全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額					
一般管理費等対象工事原価							
単独（追加工事）	308,579,238		現工事	0		合算工事	0
全処分費を除く一般管理費等対象額	308,579,238						
標準一般管理費率							
単独（追加工事）	23.6 %		現工事	0 %		合算工事	0 %
製作原価における機器単体費（管理費区分３）							
単独（追加工事）	0		現工事	0		合算工事	0
工事原価に占める機械単体費の比率（Ｋ）							
単独（追加工事）	0		現工事	0		合算工事	0
機器単体費補正係数（Ｒ）							
単独（追加工事）	1		現工事	0		合算工事	0
前払金支出割合による補正係数							
単独（追加工事）	1		現工事	0			
財団法人等による補正係数	1		現工事	0			
契約保証に係る一般管理費等対象工事原価	308,579,238						
契約保証に係る補正値	0.04						
一般管理費等率							
単独（追加工事）	23.64 %		現工事	0 %		合算工事	0 %
一般管理費等							
単独（追加工事）	72,940,762		現工事	0		合算工事	0
業務委託料等	0						
調査基準価格	377,168,000						
調査基準価格100/110	342,880,000	（ 89.87 %）					

業務委託料等＜データ無し＞

調整工事情報＜データ無し＞

設計書番号

全処分費等

共通仮設費対象額（全処分費等を除く）
共通仮設費率（補正前）
施工地域補正率
除雪工事補正係数
共通仮設費計上額

現場管理費対象額（全処分費等を除く）
現場管理費率（補正前）
施工地域等補正率
砂防・地滑り補正率
現場管理費計上額

設計技術費対象額（全処分費等を除く）
設計技術費率
設計技術費計上額

一般管理費等対象工事原価（全処分費等を除く）
一般管理費等率（契約保証を除く）
前払金による補正係数
財団法人等による補正係数
工事原価
機器単体費
機器単体費による補正係数
一般管理費等計上額（契約保証を除く）

主たる工種

合算工事情報＜データ無し＞

工　事　数　量　総　括　表

工 事 名　　Ｒ７稲池排水機場３号主ポンプ分解整備工事

国土交通省 関東地方整備局
甲府河川国道事務所　防災課

工事数量総括表

工事名	Ｒ７穏池排水機場３号主ポンプ分解整備工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
製作工		式		1		
揚排水ﾎﾟﾝﾌﾟ設備製作		式		1		
主ﾎﾟﾝﾌﾟ設備		式		1		
工場分解整備		式		1		
動力伝達装置		式		1		
工場分解整備（減速機）		式		1		
工場分解整備（流体継手）		式		1		
工場塗装工(機械)		式		1		
工場塗装(接水部ﾎﾟﾝﾌﾟ)		式		1		
工場塗装(露出部ﾎﾟﾝﾌﾟ)		式		1		
間接労務費		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７穏池排水機場３号主ポンプ分解整備工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
純製作費		式		1		
工場管理費		式		1		
製作原価		式		1		
据付工		式		1		
揚排水ﾎﾟﾝﾌﾟ設備輸送工		式		1		
輸送工		式		1		
揚排水ﾎﾟﾝﾌﾟ設備輸送		式		1		
揚排水ﾎﾟﾝﾌﾟ設備据付		式		1		
揚排水ﾎﾟﾝﾌﾟ据付工		式		1		
撤去工		式		1		
据付工		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７穏池排水機場３号主ポンプ分解整備工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
現地試運転調整工		式		1		
直接経費		式		1		
ｸﾚｰﾝ設備据付工		式		1		
天井ｸﾚｰﾝ性能検査		式		1		
仮設工		式		1		
仮設工		式		1		
足場工		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
運搬費		式		1		
検査ｳｪｲﾄ運搬費		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７穏池排水機場３号主ポンプ分解整備工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
共通仮設費（率計上）		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
据付間接費		式		1		
据付工事原価		式		1		
設計技術費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

（機械設備工事）

Ｒ７稲池排水機場３号主ポンプ分解整備工事

（　当　　初　）　請負工事費計算書

(1)製作原価	269,224,590	(15)機器単体費	0
		(16)合算機器単体費	0
(2)据付工事原価	31,740,648		
(3)中止期間中の現場維持等の費用	0		
(4)設計技術費	7,614,000		
(5)工事原価 (1)+(2)+(4)	308,579,238		
(6')一般管理費等（計上額）	72,940,762	（(6) 一般管理費等（計算額）	72,948,131 ）
(7')その他費目計	0		
(8)業務委託料等	0		
(9)工事価格 (5)+(6')+(7')+(8)（万円未満切り捨て）	381,520,000		

(10)消費税等相当額	38,152,000
(11)請負工事費 (9)+(10)	419,672,000
(12)入札書比較価格 （請負工事費の100/110）	381,520,000
(13)調査基準価格	377,168,000
(14)調査基準価格の100/110	342,880,000

（　当　　初　）一般管理費等計算書－１

［Ｉ］一般管理費等

一般管理費等の計算

(6)一般管理費等 ＝ 一般管理費等対象工事原価 × (標準一般管理費等率 × 前払金支出割合補正係数 × (18)機器単体費補正係数) × 1 / 100

(6)一般管理費等	一般管理費等対象工事原価	標準一般管理費等率	前払金支出割合補正係数	(18)機器単体費補正係数
72,948,131	308,579,238	23.6	1	1

※１）

一般管理費等対象工事原価 × 契約保証に係る補正率 × 1 / 100

一般管理費等対象工事原価	契約保証に係る補正率
308,579,238	0.04

※ １）補正後の一般管理費等率の桁数は小数点以下第３位を四捨五入し、２位止めとする。

一般管理費等の計算（随意契約で調整計算を行う場合）

(6)一般管理費等 ＝ (17)合算一般管理費等対象工事原価 × (合算額に対する標準一般管理費等率 ※２） × 前払金支出割合補正係数 × (19)機器単体費補正係数) × 1 / 100

(6)一般管理費等	(17)合算一般管理費等対象工事原価	合算額に対する標準一般管理費等率 ※２）	前払金支出割合補正係数	(19)機器単体費補正係数

※１）

追加工事における一般管理費等対象工事原価 × 追加工事の契約保証に係る補正率 × 1 / 100 － ※３）現工事の一般管理費等

追加工事における一般管理費等対象工事原価	追加工事の契約保証に係る補正率	※３）現工事の一般管理費等

※２）現工事と追加工事の前払金支出割合補正係数が異なる場合は、対象額の加重平均とする。

※３）現工事の一般管理費等（計算額）より契約保証に係る金額を除いた額とする。

(17)合算一般管理費等対象工事原価 ≦ 当該追加工事の一般管理費等対象工事原価 ＋ 現工事の一般管理費等対象工事原価

(17)合算一般管理費等対象工事原価	当該追加工事の一般管理費等対象工事原価	現工事の一般管理費等対象工事原価

機器単体費補正係数の計算

(18)機器単体費補正係数（Ｒ） ＝ 1 － 工事原価に占める機器単体費の比率（Ｋ） / 1.25

(18)機器単体費補正係数（Ｒ）		工事原価に占める機器単体費の比率（Ｋ）
1	1 －	0

工事原価に占める機器単体費の比率（Ｋ） ＝ (15)機器単体費 / 一般管理費等対象工事原価

工事原価に占める機器単体費の比率（Ｋ）	(15)機器単体費	一般管理費等対象工事原価
0	0	308,579,238

※４）Ｒ及びＫは小数点以下第３位を四捨五入して、２位止めとする。

（　当　　初　）一般管理費等計算書－2

機器単体費補正係数の計算（随意契約で調整計算を行う場合）

(19)機器単体費 補正係数（R）				工事原価に占める 機器単体費の比率（K）	
	＝	1	－		／ 1.25

工事原価に占める 機器単体費の比率（K）		(16)合算機器単体費		(17)合算一般管理費等 対象工事原価	(16)合算機器単体費		(15)当該追加工事の 機器単体費		現工事の 機器単体費
	＝		／			＝		＋	

※４）Ｒ及びＫは小数点以下第３位を四捨五入して、２位止めとする。

［Ⅱ］消費税等相当額

消費税等相当額の計算

(10)消費税等相当額		(9)工事価格			
38,152,000	＝	381,520,000	×	10	／ 100

［Ⅲ］調査基準価格

A ＝（純製作費 － 間接労務費 ＋ 直接工事費）×0.97 ＋（間接労務費 ＋ 共通仮設費）×0.9

＋（工場管理費 ＋ 現場管理費 ＋ 中止期間中の現場維持費 ＋ 据付間接費 ＋ 設計技術費）×0.9

＋ 一般管理費等 ×0.68

＝（243,780,590 － 33,976,000 ＋ 12,573,648）×0.97 ＋（33,976,000 ＋ 2,132,000）×0.9

＋（25,444,000 ＋ 3,233,000 ＋ 0 ＋ 13,802,000 ＋ 7,614,000）×0.9

＋ 72,940,762 ×0.68

＝ 342,880,000 ※各__部は円未満切り捨て、Aは万円未満切り捨て

（A） ＝ A × （110 ／ 100） ／ 工事費計

＝ 342,880,000 × （110 ／ 100） ／ 419,672,000

＝ 0.8987209059 ※小数第11位切り上げ

（B） ＝ 7.5 ／ 10 ＝ 0.75

（C） ＝ 9.2 ／ 10 ＝ 0.92

(14)調査基準価格の100 ／ 110 ＝ （A）又は（B）又は（C） × 工事費計 × 100 ／ 110

＝ 0.8987209059 × 419,672,000 × 100 ／ 110

＝ **342,880,000** ※万円未満切り捨て

(13)調査基準価格 ＝ 342,880,000 × 110 ／ 100

＝ **377,168,000**

Ｒ７穏池排水機場３号主ポンプ分解整備工事

特記仕様書

令和８年２月

国土交通省　関東地方整備局

甲 府 河 川 国 道 事 務 所

工 事 名　：　Ｒ７穏池排水機場３号主ポンプ分解整備工事
工事場所　：　山梨県甲府市西下条町地先
工　　期　：　令和８年３月１１日から令和１０年３月２４日まで

第１条 適　　用

１．この特記仕様書は、機械工事共通仕様書（案）（令和７年度版）（国土交通省 HP 参照（https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000022.html）以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、Ｒ７穏池排水機場３号主ポンプ分解整備工事（以下「本工事」という。）の施工に適用する。

２．本工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。

３．この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。

URL https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html

第２条 条件明示

本工事における「条件明示」については、別紙－１「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第３条 配置予定技術者

本工事の主任技術者又は監理技術者は、次の１又は２に掲げる者でなければならない。また、監理技術者にあっては、当該工事種別の監理技術者資格者証を有する者であること。

１．主任技術者は、建設業法第７条２号イ、ロ、ハで定めるもの（イにあっては建築学、機械工学又は電気工学に関する学科を修めた者。また、ハにあっては、技術士（機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を機械部門に係るものとするものに限る。））又は国土交通大臣がイ又はロと同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者。

２．監理技術者は、建設業法第１５条２号イ、ロ、ハで定めるもの（イにあっては、技術士（機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を機械部門に係るものとするものに限る。）ハにあっては、国土交通大臣がイ又はロと同等以上の能力を有するものと認定した者）

第４条 主任技術者等の専任期間

１．契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

２．契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

なお、現場施工に着手する日については、工事の始期後、監督職員との打合せ

において定める。

３．工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

４．主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

第５条 専任特例１号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置

本工事は、建設業法第 26 条第３項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者の配置は認めない。

第６条 専任特例２号の場合の監理技術者の配置

１．本工事において、建設業法第 26 条第３項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例２号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（１）～（８）の要件を全て満たさなければならない。

（１）建設業法第 26 条第３項第二項による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

（２）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例２号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

（３）監理技術者補佐は直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

（４）同一の専任特例２号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に２件までとする。なお、専任特例１号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。）

（５）専任特例２号の場合の監理技術者が兼務できる工事は関東地方整備局管内の工事でなければならない。

（６）専任特例２号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

（７）専任特例２号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

（８）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

２．現場の安全管理体制について、平成７年４月 21 日付基発第 267 号の２「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要す

るときには、その事業場に専属の者とすること。」とされていることから、施工体制に留意すること。

３．本工事の監理技術者が専任特例２号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。

（１）監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格書の写しなど）

（２）監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可））

（３）専任特例２号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（CORINS の写し等）

４．本工事の監理技術者が専任特例２号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第１項（５）～（８）について施工計画書へ記載し、提出すること。

５．本工事において、専任特例２号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ(CORINS)への登録・修正を適切に行うこと。

第７条 コリンズへの登録

１．工事カルテの作成、登録については、共通仕様書「1-1-12 コリンズ(CORINS)への登録」によるものとする。

２．受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不正実な行為(一括下請負等)が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。

３．技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。(余裕期間を含まないことに留意するものとする。)

第８条 コリンズへの位置情報の入力

共通仕様書 1-1-12 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標(緯度、経度)を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系(JGD2024)に準拠する。

起点　山梨県甲府市西下条町　緯度　35°36’3”　経度　138°34’27”

終点　山梨県甲府市西下条町　緯度　35°36’3”　経度　138°34’27”

第９条 コリンズへの工事概要の入力

共通仕様書 1-1-12 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

記載例）
主ポンプ分解整備　１台
減速機分解整備　　１台
流体継手分解整備　１台

第１０条 工事書類の作成

１．工事書類の作成にあたっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和７年３月)」に基づき実施するものとする。

２．工事書類の作成にあたっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和７年３月)」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。

３.「工事関係電子書類一覧表」(別紙様式－１５）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。

また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。

４．電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第１１条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和７年３月」によるものとする。

第１２条 情報共有システムの活用

１．本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」(令和７年３月版）に基づき実施すること。

２．受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。

・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.7）
令和７年３月版　国土交通省（国土技術政策総合研究所）

３．監督職員等及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーＩＤ数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。

４．受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。

①情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨

②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アク

セス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨

③②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨

５．受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第１３条 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」（https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html）によるものとする。

第１４条 工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第１５条 ワンデーレスポンス

１．本工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。

・「ワンデーレスポンス」とは

受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。

２．受注者は、計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。

３．受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

４．ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和５年 12 月）に基づき、取り組むものとする。

５．効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第１６条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

１．本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。

２．受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第１７条 設計変更等

設計変更等については、契約書第 18 条から第 25 条及び共通仕様書 1-1-22 から 1-1-24 に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和７年３月」によることとする。

第１８条 スライド条項

工事請負契約書第 26 条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第１９条 工事現場発生品

１．工事施工箇所から発生する各機器の引渡し場所は、穏池排水機場(運搬距離 L=112㎞)とする。

２．現場発生品は下表のとおりとする。

品　目	規　格	単位	数量	引渡場所	運搬距離	摘　要
玉軸受		個	1	穏池排水機場	112km	
羽根車	SC450	個	1	穏池排水機場	112km	
軸継手	SUS304	個	1	穏池排水機場	112km	
継手カラー	SUS403Q	組	1	穏池排水機場	112km	
軸受けナット	S45CH	個	1	穏池排水機場	112km	
軸受部スリーブ	超硬合金	個	1	穏池排水機場	112km	

（案内羽根部）						
軸継手スリーブ（中間軸受箱部）	超硬合金	個	1	穏池排水機場	112km	
スペーサスリーブ（案内羽根部）	SUS304	個	1	穏池排水機場	112km	
スペーサスリーブ（中間軸受箱部）	SUS304	個	1	穏池排水機場	112km	
羽根車ナット	SC450	個	1	穏池排水機場	112km	
羽根車キー	SUS403Q	個	1	穏池排水機場	112km	
軸スリーブ（シール部）	SUS304	個	1	穏池排水機場	112km	
フェノール軸受（案内羽根部）	フェノール樹脂＋SUS304	組	1	穏池排水機場	112km	
フェノール軸受（中間軸受部）	フェノール樹脂＋SUS304	組	1	穏池排水機場	112km	
フランジ継手挟み金	SS400	組	1	穏池排水機場	112km	
軸受座金	SPCC	個	1	穏池排水機場	112km	
平行キー（軸受スリーブ用）	S45CH	個	1	穏池排水機場	112km	
平行キー（軸継手用）	SUS403Q	個	2	穏池排水機場	112km	
平行キー（スペーサスリーブ用）	SUS403Q	個	1	穏池排水機場	112km	
平行キー（スペーサスリーブ用）	SUS403Q	個	1	穏池排水機場	112km	
平行キー（軸スリーブ用）	SUS403Q	個	1	穏池排水機場	112km	
平行キー	S45CH	台	1	穏池排水機場	112km	

なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

また、現場発生品の輸送費用は当初見込んでいないため、変更の対象とする。

第２０条 承諾図書

監督職員は、承諾図書の提出日から 30 日以内に回答する。また、補足、修正及び再設計を求めた場合は、必要事項を修正し再提出するものとする。再提出に対する回答も再提出日から 30 日以内に行う。

第２１条 施工図

１．受注者は当該機械の維持、修繕、改修、更新等のために必要な範囲で、発注者及び当該機械の維持、修繕、改修、更新等を請け負った者が施工図を自ら複製し及び翻案、変形、改変その他の修正をすること、並びにこれらの者が委託した第三者を介して複製させ、及び翻案、変形、改変その他の修正をさせることを許諾する。

なお、かかる許諾に伴い施工図等が翻案、変形、改変その他修正された場合には、発注者は当該修正等を行った者の名称及び修正個所を当該施工図等に表示するものとする。受注者は、当該修正等が実施された場合には、それ以降、元の施工図等に基づく工事についての責任を免除されるものとする。

２．受注者は、施工図等が著作権法（令和３年６月改正法律第 52 号）の著作物に該当する場合において著作権法第 19 条第２項及び第 20 条第１項の権利を行使しないものとする。

３．受注者は、施工図等が著作権法の著作物に該当する場合において、施工図等にかかる著作権法第２章及び第３章の権利を第三者に譲渡し、又は許諾してはならない。

ただし、あらかじめ発注者の承諾又は同意を得た場合はこの限りではない。

４．受注者は、施工図等が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第三者に損害の回復等の措置を講じなければならないときは、発注者にかわり、その損害を負担し、又は回復等の措置を講じるものとする。

第２２条 電子納品

１．本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領　機械設備工事編（令和５年３月）：（以下「要領」という。）」に基づいて作成した電子データを指す。

「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン　機械設備工事編【工事】（令和６年３月）」を参考とするものとする。

２．本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。

オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

３．成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

第２３条 維持管理情報データベース統一様式

受注者は、整備内容を別途監督職員より通知される「機械設備の維持管理情報データベース統一様式」（以下「統一様式」という。）に記入し監督職員へ提出しなけ

ればならない。なお試運転を行う場合は点検整備標準要領に基づき整備前後に測定したデータを記入するものとする。

また、統一様式に記載されていない項目であっても施設保全上測定が必要と思われるものについてはこれを充足するものとし、記入方法については監督職員の確認を受けるものとする。

第２４条 予備品リスト

本工事で納入する予備品について、別紙様式－２０に記載し、工事完了までに監督職員に提出しなければならない。

第２５条 技術検査

１．本工事は、中間技術検査対象工事とし、実施回数は１回以上を原則とする。

２．中間技術検査の実施時期は、完成、既済部分（完済を含む）の検査時期及び本工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点で行うことを原則とする。実施時期は、監督職員が選定するものとし、監督職員は、受注者に対して書面をもって検査日及び検査職員名を通知するものとする。

３．中間技術検査は、上記を標準として実施することとするが、中間技術検査の主旨を踏まえ、現場条件、工事規模、内容、工期等を考慮して、実施時期、実施回数を変更することが出来る。

第２６条 書類限定検査

１．本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。

２．書類限定検査とは、検査時に下記の１０書類に限定して資料検査を行うものとする。

①施工計画書	⑥出来高管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」

・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事

３．実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第２７条 ウイルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子デー

タを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。
　また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第２８条 デジタル工事写真の小黒板情報電子化について

　デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。
　本工事では、以下の１．から４．の全てを実施することとする。

１．対象機器の導入

　受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和７年度版）（以下、「写真管理基準」という）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」) に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。
　なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

　デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア（一社）施工管理ソフトウェア産業協会<https://www.jcomsia.org/kokuban>
　※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

２．デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

　受注者は、同条１．の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。
　ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

３．小黒板情報の電子的記入の取扱い

　本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準(令和５年３月)に準ずるが、同条２.に示す小黒板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

４．小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

　受注者は、同条２．に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものと

する。なお納品時に、受注者はURL（http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会
<https://www.jcomsia.org/kokuban>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第２９条 快適トイレの試行

１．内　容

受注者は、現場に以下の（１）～（11）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

（12）～（17）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

（１）洋式（洋風）便器
（２）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
（３）臭い逆流防止機能
（４）容易に開かない施錠機能
（５）照明設備
（６）衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を５kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

（７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
（８）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
（９）サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
（10）鏡と手洗器
（11）便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

（12）室内寸法 900×900㎜ 以上（面積ではない）
（13）擬音装置（機能を含む）
（14）着替え台
（15）臭気対策機能の多重化

（16）室内温度の調整が可能な設備
（17）小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

２．快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記１の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格･基数等の詳細について監督職員と協議することとし､精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】（１）～（６）及び【付属品として備えるもの】（７）～（11）の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各１基ずつ２基／工事までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、２基／工事より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については､監督職員と協議するものとする。

３．その他

快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第３０条 工事中の安全確保

１．工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和７年度における重点的安全対策項目は以下の７項目である。

Ⅰ．架空線等上空施設の損傷事故防止
Ⅱ．建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
Ⅲ．資機材等の下敷きによる人身事故防止
Ⅳ．足場・法面等からの墜落事故防止
Ⅴ．地下埋設物の損傷事故防止
Ⅵ．第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
Ⅶ．事故防止

２．受注者は､工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち､資格取得後一定期間経過した資格者に対し､次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

(1) 労働安全衛生法第 19 条の２に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
(2) 労働安全衛生法第 60 条の２に基づく車両系建設機械運転従事者､移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
(3) 厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

３．工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。

第３１条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

１．本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。

２．真夏日の考え方は下記のとおりである。

（１）真夏日の定義

日最高気温が３０℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が３０℃以上の場合とする。

（２）試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

① 環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高２５℃以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が２５℃以上となる日を真夏日とみなす。

② 気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が３０℃以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が３０℃以上の日を真夏日とする。

③ 夜間工事については、作業時間帯の最高気温が３０℃以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が３０℃以上、又は暑さ指数（WBGT）が２５℃以上の場合を真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としない。

上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

（３）工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

（４）基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。なお、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

（５）真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

・真夏日率 ＝ 基準日から工期末までの真夏日 ÷ 工期

（６）現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

・補正値（%） ＝ 真夏日率 × 補正係数※

※ 真夏日補正係数：１．２

第３２条 安全管理推進技術者等認定について

１．概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する。

２．認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。

・直轄工事にて、認定技術者として過去５回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

３．認定技術者の認証

・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。

・紛失等による認定書の再発行は行わない。

・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

４．認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

５．不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第３３条 出水期間中の現場管理及び施工について

本工事における出水期間中の現場管理及び施工については、共通仕様書 第１編「1-1-41 工事中の安全確保」に基づき、作業員、仮設物及び資機材等の退避及び流出防止等、施工中の退避時の措置等（以下「防災措置等」という。）必要な対策を講ずるものとする。

なお、上記については、共通仕様書第１編「1-1-8 施工計画書」に基づき、施

工計画書に記載の上、設計審査会で確認したうえで、監督職員に提出するものとする。

また、気象情報や河川水位の収集及び伝達方法等についても施工計画書に記載するものとする。

防災措置に要する費用については設計変更ガイドラインに基づき設計変更の対象とする。

第３４条 工事用資機材の保管

本工事に用いる工事用資機材については、その保管場所を下記のとおりとする。

(1) 保管場所：穏池排水機場敷地内

(2) 保管期間：令和８年３月１１日から令和１０年３月２４日まで

(3) 保管方法：別途協議

なお、保管場所、期間については、監督職員の承諾を得るものとする。

第３５条 架空線等上空施設の事故防止対策について

架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、関係法令並びに、「公衆災害防止マニュアル（河川部運用案）【架空線等上空施設編】（平成 28 年 12 月関東地方整備局 河川部）」等を参考とし、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。

なお、本マニュアルは関東地方整備局 HP＞河川＞技術情報に掲載している。

（http://www.ktr.mlit.go.jp/river/gijyutu/index00000000.html）

第３６条 環境対策（特定調達品目の調達実績の調査）

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目(以下、「特定調達品目」という)の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後(工期が令和８年度以降に及ぶものは、監督職員の指示する日まで)に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第３７条 環境対策（建設機械の使用）

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(昭和 62 年３月 30 日建設省経機第 58 号)に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第３８条 交通安全管理（過積載による違法運行の防止対策）

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

１．積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

２．さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

３．過積載車輌、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。

４．取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

５．　建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。

６．以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第３９条 交通安全管理（特殊車両通行許可関係図書の確認及び提出）

共通仕様書 1-1-47 交通安全管理第 13 項における道路法第 47 条の２に基づく通行許可の確認は、下記について実施するものとする。また監督職員からの求めがあった場合には確認結果等を提示しなければならない。

① 当該車両に関する特殊車両通行許可証

② 現場到着地点及び現場出発時における荷姿（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真を撮影しておくこと）

③ 車両通行記録計（タコグラフ）（夜間走行条件の場合のみ）

なお、当該車両の特殊車両通行許可証については、当該経路に関する部分の写しを、共通仕様書 1-1-50 官公庁等への手続等第３項に基づき、監督職員へ提示するものとする。

第４０条 工事用電力

工事用電力は次に示すものを除き全て受注者の負担とする。ただし、次に示す電力を使用する場合は、具体的な使用目的について施工計画書に記載し提出するものとする。

・既設建屋内照明の使用に伴う電力

・ポンプ設備運転、天井クレーン運転に伴う電力

第４１条 工　期

１．工期は、雨天・休日等を見込み令和８年３月１１日から令和１０年３月２４日までとする。

なお、休日等には、日曜日、祝日、年末年始及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

①準備期間	３０日間
②後片付け期間	１０日間

２．本工事の工期は出水期間を含んでいる。
３．６月１日から 10 月 31 日を出水期間とし、河川区域における工事は行ってはならないが、下記に示す工種等においてはこの限りではない。
なお、既存堤防の治水上の安全を下げないよう留意すること。
・準備・後片付け
・その他監督職員が承諾した工種
４．後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが、更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

第４２条 余裕期間制度の活用

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

工 期：令和８年３月１１日から令和１０年３月２４日まで
（余裕期間：契約締結日の翌日から令和８年３月１０日まで）

※ 契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

第４３条 工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
② 著しい悪天候により作業を休止せざるを得なかった場合
③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第４４条 工事工程表の開示の試行工事

１．本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。
２.工事契約後、設計審査会等において、「前条　工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。
３．設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙－５）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。
４．本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第４５条 週休二日の対応

１．本工事は、監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休２日（土日）を達成するよう工事を実施する「現場閉所による週休２日制適用工事（完全週休２日）（受注者希望方式）」の試行工事である。

受注者は、工事契約後、完全週休２日（土日）の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休２日に取組むものとする。

２．週休２日の考え方は下記のとおりである。

１）週休２日

①完全週休２日（土日）

対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に土日に代わる現場閉所日（以下、「代替休日」という。）を設定することによって、土日に現場閉所を行ったとみなす。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

②月単位の週休２日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（８日/28 日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

２）対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

また、工事着手後、受注者の責によらず週休２日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休２日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

３）現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

３．天候等を天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、１年単位の変形労働時間制を活用する場合は、１週４０時間または１日８時間を超える労働時間を設定した月は、週休２日工事の対象期間外とする。また１ 年単位の変形労働時間制の活用について施工計画書に反映し、労働基準監督署へ提出した下記の資料を提出すること。

・１年単位の変形労働時間制を活用する労働者とその使用者が締結した労使協定

・変更した就業規則

４．現場閉所を行うときは、監督職員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場合は、連絡は不要である。

①施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合

②週間工程会議等により監督職員が事前に把握している場合

③官公庁の休日の場合

完全週休２日（土日）の実施にあたり、受注者の責に寄らず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に代替休日を設定すること。なお、夜間工事の場合は作業に着手した日を作業日とみなす。

また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、１年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替える場合には、振替前後の日にちが把握出来るよう施工計画書に記載しておくこと。

５．監督職員は、受注者の月毎の現場閉所率の状況を適宜確認するものとし、受注者側の週休２日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休２日が確保できるよう改善に取り組むものとする。

６．工事完了後、週休２日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。

７．アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

８．明らかに受注者側に月単位の週休２日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。

９．週休２日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休２日（土日）を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率、現場管理費率に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休２日（土日）が未達成の場合は、月単位の週休２日の補正係数に変更する。月単位の週休２日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

完全週休２日（土日）の取組を希望しない場合は、月単位の週休２日の補正係数に変更する。また、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休２日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

第４６条 悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

１．受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近５カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。

工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。

なお、本工事の降雨降雪日は、甲府観測所（気象庁のデータ）における１日の降雨・降雪量雨が 10 ㎜以上/日の日を想定している。

２．本試行のアンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第４７条 直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査（試行）（受注者希望方式）

１．本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事である。

２．受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。

３．発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。

４．発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

第４８条 世界的な半導体不足の影響による適切な工期の確保について

本工事に使用する電気通信機器類について、不測の事態等による入手時期の遅延に伴い工期変更の必要が生じる場合には分任支出負担行為担当官と協議することができる。

第４９条 個人情報の取り扱いについて

１．基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理する

ための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年５月 30 日法律第 57 号）第 66 条第２項第１号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

２．秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

３．取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

４．利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

５．複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

６．再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年５月 30 日法律第 57 号）第 66 条第２項第４号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

７．事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

８．資料等の返却等

（１）受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指

示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙－２）を発注者に提出しなければならない。

（２）前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

９．管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

１０．管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

１１．従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第５０条 施工時期及び施工時間の変更

本工事の作業区分は、下記によるものとする。

作　業　区　分	施　工　区　分	標準作業時間
昼間作業	全ての工事	８：３０～１７：００

上記については、積算上の条件明示であり、作業時間を指定するものではない。

各々の標準作業時間には日々の作業準備、後片付け、ＫＹ等安全活動なども含まれる。

ただし、上記区分に変更を要する場合は監督職員と協議するものとする。

第５１条 受注者相互の協力（他工事等との調整）

１．下記工事等の受注業者とは、現場が連続し施工や作業が輻輳することから、施工手順・工程については十分な打ち合わせを行い、工事等の円滑な進捗に努めるものとする。

２．本工事との調整工事等は以下のとおりとする。

件　名	施工・作業範囲	工期等（予定）
（仮称）Ｒ８甲府機械設備点検整備業務	機械設備点検	令和８年４月１日～ 令和９年３月３１日
（仮称）Ｒ８甲府電気通信設備保守業務	電気通信機器点検	令和８年４月１日～ 令和９年３月３１日

（仮称）Ｒ８甲府災害対策用機械保守業務	災害対策用機械点検	令和８年４月１日～ 令和９年３月３１日

第５２条 新技術の活用「新技術の定義」

１.本工事は､新技術活用の促進を図ることを目的とした､新技術活用工事である。

２．新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

① 技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術

② 公共工事等において実用段階に達している技術

③ 当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術

④ 実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

３．対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

1) 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術

URL:https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS

2) NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術

3) 新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術

4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち､「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。

なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第５３条 新技術の活用「施工者選定型」

１．本工事は、施工者が原則１技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。

２．本工事において、第５２条 新技術の活用「新技術の定義」３．対象とする新技術に示す１）～４）の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術が NETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。

３．受注者は、選定した新技術が第５２条 新技術の活用「新技術の定義」３．対象とする新技術に示す１）～４）のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。

４．当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない。

５．受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたりNETIS申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用はNETIS申請者が負担する。

６．試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS申請者の負担とする。

７．受注者は、活用する新技術が情報種別記号「－ＶＥ」以外のNETIS登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。なお、「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム(NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。

８．受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第５４条 建設現場における遠隔臨場の実施

１．建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）とＷｅｂ会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R5.3」を参考に実施するものとする。

URL https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf

２．遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

３．実施内容

(1) 段階確認・材料確認、立会での確認

① 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声をWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。

② 確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用するPCにて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

(2) 動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手に持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮すること。

(3) 機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web 会議システム（teams、zoom 等）」等、いずれのシステムを利用してよい。

(4) 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

(5) フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式－１９を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。

詳細は、監督職員の指示によるものとする。

(6) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事実施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

(7) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準　令和５年３月３日（国不建第 578 号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

(8) 通信環境

遠隔臨場の実施にかかる通信環境整備は、発注者の費用負担にて行うものとする。なお、通信環境整備に関する詳細は、監督職員と協議を行うものとする。

遠隔臨場の実施にあたり、現場の通信環境が不良と確認された場合は、対応策を検討の上、監督職員と協議を行うものとする。

第５５条 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

１．建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時

間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）と Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

２．遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例　〇：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事実績状況	出来形		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実地	書類	実地	書類	実地
完成検査	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
中間技術検査	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
既済部分検査	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
完済部分検査	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

３．遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

４．実施内容

(1) 技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

(2) 機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

(3) 遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

(4) 効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(5) 費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

(6) 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準　令和５年３月３日（国不建第578号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第５６条 生産性向上チャレンジ工事

１．試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

２．試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第５２条 新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

３．工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

４．本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第５７条 出来高部分払い方式について

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」[国土交通省HP　https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html　参照] に基づき行うものとする。

第５８条 総価契約単価合意方式について

１．目　的

本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式の対象工事である。

２．共通仕様書 1-1-4 請負代金内訳書及び工事費構成書の適用

共通仕様書 1-1-4 第２項、第６項及び第７項に係る規定は適用しないものとする。

受注者は、契約書第３条第１項の規定に基づき請負代金内訳書を発注者に提出した後に、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができるものとする。

３．合意単価の公表

発注者・受注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

第５９条 南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】発表時の対応

（１）本工事の施工場所は、南海トラフ地震防災対策推進地域が含まれる工事である。

（２）受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】の発表時における、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業に対する措置の内容及び津波避難を含む作業員等の安全確保の方法について施工計画書に記載するものとする。なお、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における工事にあっては、津波避難に関して施工計画書に記載するものとする。

（３）受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業について、工事請負契約書第 20 条等の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があったものとして、警戒する措置が解除されるまでの間（１週間）は一時中止するものとする。その他の作業について、受注者は、改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、土木工事安全施工技術指針に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。

（４）受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震注意】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、改めて後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、共通仕様

書に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。

（５）受注者は、南海トラフ地震臨時情報を受けて措置を行った場合においては、実施した内容について監督職員に報告するものとする。

（６）なお、南海トラフ地震臨時情報の発表があった場合は、後発地震及び津波の発生に備えるため必要に応じて、受注者は施工計画書の記載にかかわらず、工事の一時中止について監督職員と協議できるものとする。

第６０条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

なお、本工事の現場技術業務を担当する現場技術業務員の氏名は、別途監督職員より通知する。

第６１条 施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

なお、本工事の施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

また、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ＡＳＰ）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ＡＳＰ）のユーザーに登録するものとする。(「閲覧のみ可能」で登録)

第６２条 施工体制の点検

１．受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成 12 年 11 月 27 日法律第 127 号　最終改正令和７年１２月１２日)第 15 条３により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

２．施工体制の点検員は本工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。

３．施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員)、氏名、顔写真の入った名札を着用している。

４．本工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。

５．施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。

６.施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ＡＳＰ）により「閲覧」し、点検する。

７．施工体制調査員は、第１回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているＷＥＢ会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。

ただし、立会や打合せ等においてＷＥＢ会議や遠隔臨場システムを導入してい

ない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第６３条 監督職員による確認及び立会等

本工事の段階確認は次のとおりとする。ただし、段階確認項目、検査(確認)方法、対象設備の詳細区分については施工計画書に記載し提出するものとする。

項　　目	実　施　時　期	対象設備
材　料　確　認	工場：納入後、製作開始前 現場：納入後、据付開始前	主ポンプ設備、動力伝達装置
溶　接　確　認	工場：溶接完了時 現場：溶接完了時	主ポンプ設備
寸　法　確　認	工場：仮組立完了時 現場：据付完了時	主ポンプ設備、動力伝達装置
性　能　確　認	工場：製作完了時 現場：据付完了時	主ポンプ設備、動力伝達装置
塗　装　確　認	工場：塗装完了時	主ポンプ設備
工場試運転確認	分解整備完了時	
現地試運転確認	総合試運転実施時	

材料確認をすべて工場で実施する場合など、本工事において該当しない項目がある場合は、その旨を施工計画書に記載するものとする。

現地試運転確認においては、実負荷総合試運転を行うものとする。ただし、現地状況等により実負荷運転が行えない場合には監督職員と協議するものとする。

第６４条 品質証明

本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は別紙様式－12 によるものとする。

第６５条 仮設工

１．本工事に関する仮設にあたっては、現地の状況を十分把握し、安全性、細部構造等については受注者において十分検討を行い、受注者の責任において決定し、施工するものとする。

第６６条 震災対策

１．地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定め、施工計画書に記載するものとする。

２．地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第６７条 地震発生後の建設工事現場の点検

地震発生後の建設工事現場の点検実施及び報告時期については、以下によることとする。

１．気象庁地震計で震度４の地震が発生した場合。

１）現場稼働日（開庁日）の夜間に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

２）現場休工日（閉庁日）に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

※開庁日に現場が休工であった場合は開庁日を優先して判断し建設工事現場の点検を行うこと。

２．気象庁地震計で震度５弱以上の地震が発生した場合。

夜間・現場休工日（休祭日）に関わらず直ちに点検。点検結果については、速やかに監督職員へ報告。

第６８条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、本工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第６９条 特定外来生物の対応

本工事施工にあたり、工事区域内で「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」による特定外来生物が確認された場合は、速やかに監督職員に報告するものとし、対応については監督職員の指示によるものとする。

第７０条 減速機の軸受（型番、発生周波数）

受注者は、減速機を整備更新した後、減速機の軸受型番及び発生周波数を別表－１「減速機の軸受（型番、発生周波数）調査表」に記録し、監督職員へ提出するものとする。

第７１条 分解整備計測項目

受注者は、整備を実施する際、別表－２「分解整備計測項目」に示す修繕整備前後の計測データを施工管理記録として、監督職員へ提出するものとする。

第７２条 工事概要

本工事は甲府河川国道事務所で管理する、穏池排水機場の信頼性の向上と機能保

持を目的として、主ポンプ設備・動力伝達装置の分解整備を行うものである。

第７３条 工事施工範囲

工事の施工範囲は下記に示す設備の製作、輸送、撤去、据付、現地試運転までとする。なお、受注者は完成までに当該設備管理者に対する操作説明を行うものとし、この操作説明は本工事の施工範囲に含まれている。

種　　別	細　　別	規格	単位	数量	施工内容	備考
主ポンプ設備	３号主ポンプ	縦軸斜流	台	１	撤去・据付 分解整備	
動力伝達装置	３号減速機	直行軸傘歯車	台	１	撤去・据付 分解整備	
	３号流体継手		台	１	撤去・据付 分解整備	

次の内容は施工範囲内とする。

（１） 工場分解整備完了後の工場試運転

（２） 主ポンプ及び減速機据付完了後の現地総合試運転

（３） 排水機場内の天井クレーン性能検査

第７４条 設計条件

設計条件は次のとおりとする。

（１）全体計画排水量　　２０m3/s（５m3/s×２台、１０m3/s×１台）

（２）計画最高外水位　　T.P.２５５．２００

（３）計画運転開始内水位　T.P.２５０．０００

（４）運転可能最低内水位　T.P.２４８．９００

（５）吸水槽敷高　　T.P.２４３．７００

（６）堤内地盤高　　T.P.２５２．０００

第７５条 主要仕様

１.主ポンプ設備

（１）3 号主ポンプ

形　　式：縦軸斜流ポンプ

口　　径：2,000mm

実　揚　程：3.5m

全　揚　程：4.5m

吐　出　量：10m3/s

回　転　速　度：151.1min-1

効　　率：87%

２.動力伝達装置

（１）3 号減速機

形　　式：直行軸傘歯車
伝　達　容　量：662kW（900PS）
入力側回転数：969min-1
出力側回転数：151.1min-1
減　　速　　比：1:6.412

（２）3号流体継手

形　　式：　充排油式出力嵌脱形
伝　達　容　量：662kW（900PS）
入力側回転数：1,000min-1
出力側回転数：969min-1

３.付属設備

（１）天井クレーン

形　　式：電動式トロリ形クレーン
定　格　荷　重：主巻 30t、補巻 5t
揚　　程：主巻 23m、補巻 23m
ス　パ　ン：16.9m
走行レール：30kg/m
つり上げ方式：ワイヤロープ式（主巻 20φ、補巻 11.2φ）
巻　上　速　度：主巻 1.8m/min、補巻 6m/min
速　　度：横行 10m/min、走行 20m/min
電動機出力：主巻 15kW、補巻 7.5kW、横行 3.7kW、走行 7.5kW
電　　源：AC200V、50Hz
制　御　方　式：主巻・補巻 電磁式及び油圧押上機、横行・走行 電磁式

第７６条 交換部品

本工事において交換する部品は別表－３に示す。なお、監督職員より数量の増減を指示された場合には設計変更の対象とする。

第７７条 処分品について

本工事において発生した部品の処分は施工範囲内とし適切な処分を行うものとする。

なお、処分に関わる費用ついては設計変更の対象とする。また、不明な点については監督職員の指示を受けるものとする。

第７８条 塗装

１．本工事の塗装仕様は「機械工事塗装要領（案）・同解説（国土交通省総合政策局公共事業企画調整課　令和３年２月）」によるものとする。

２．各機器の塗装仕様は次のとおりとする。上塗色については監督職員の指示によるものとする。

塗装箇	下地処	施	工程	塗料名	標準膜	標準使用

所	理	工場所			厚（μm）	量（g/m2）
主ポンプ（接水部）	1種ｹﾚﾝ	工場	一次ﾌﾟﾗｲﾏｰ	有機ｼﾞﾝｸﾘｯﾁﾌﾟﾗｲﾏｰ	１５	２００
			下塗	ｴﾎﾟｷｼ樹脂塗料	１００	５００
			中塗	ｴﾎﾟｷｼ樹脂塗料	４０	２２０
			上塗	ｴﾎﾟｷｼ樹脂塗料	４０	２００
主ポンプ（大気露出部）	3種ｹﾚﾝ（C）	工場	下塗	有機ｼﾞﾝｸﾘｯﾁﾍﾟｲﾝﾄ	７５	６５０
			下塗	弱溶剤形変性ｴﾎﾟｷｼ樹脂塗料	６０	３００
			下塗	弱溶剤形変性ｴﾎﾟｷｼ樹脂塗料	６０	３００
			中塗	弱溶剤形ﾎﾟﾘｳﾚﾀﾝ樹脂塗料中塗	４０	２２０
			上塗	弱溶剤形ﾎﾟﾘｳﾚﾀﾝ樹脂塗料上塗	３０	１７０

第７９条 その他

１．現地総合試運転を行った後、燃料（Ａ重油）については、本工事で使用した量を燃料貯蔵槽に補充するものとする。また、補充量は設計変更の対象とする。

２．非出水期においても、１号・２号主ポンプの排水機能を喪失することがないようにすること。なお、排水機能を損なう恐れのある整備等を行う場合は、施工計画書等へ記載すること。

３．建屋内における機器の荷卸し及び据付にあたっては、排水機場内の天井クレーンを無償で使用できるものとする。ただし、天井クレーンの使用開始にあたっては性能検査を実施するものとする。また、受注者は使用期間中に、クレーン等安全規則に基づく検査・試験・点検を実施した場合は、監

督職員に結果を書面により報告するものとする。

ー以　上ー

別紙－１

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	■ 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。	第５１条
	■ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。	第５０条
	■ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。	第４２条
	■ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	第４１条
その他	■ 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等。	第１９条
	■ 工事用電力等を指定する場合は、その内容。	第４０条

別紙－２

証明書

工事（業務）名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

受 注 業 者：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

証　明　者：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

個人情報が記録された資料等について、廃棄又は消去したことを証明します。

※以下は、紙により提出する場合において、押印を省略する場合のみ記載すること。
連絡先は２以上記載すること。

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
担当者（会社名・部署名・氏名）：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
連絡先１：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
連絡先２：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（※証明者について
工事については、「現場代理人」又は「主任（監理）技術者」が行うものとする。
業務については、「管理技術者」が行うものとする。　　）

別紙－5

概略工事工程表

工事名　：　Ｒ７穏池排水機場３号主ポンプ分解整備工事

| 工種 | | | 単位 | 数量 | 令和７年度 2 | 3 | 令和８年度 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 令和９年度 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 備考 |
|---|
| 穏池排水機場 | 製作工 | 工場分解整備・塗装 | | | | 余裕期間 |
| | 撤去・据付 | 輸送工 | | | | 契約の翌日から３月１０日 |
| | | 撤去工 |
| | | 据付工 | 式 | 1 |
| | | 現地試運転調整工 |
| | 仮設工 |
| | 制約条件 | 年末年始、お盆 | － |
| | | 出水期 | － |

<<余裕期間制度（発注者指定）の活用について>>
本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建築資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、工事の始期までの余裕期間は、監理技術者等の配置が不要になります。
なお、余裕期間は契約の翌日から令和８年３月１０日までとします。
<<準備期間（据付）について>>
工期には施工に必要な実日数（実働日数）以外に準備期間（据付）を３０日間含むものとします。
<<関係機関協議>>
工事着手にあたっての関係機関協議（自治体）について、施工計画書を基とした協議資料作成は受注者が行い、協議は発注者が主体となって実施します。

別紙様式－１２

様式－３３

年月日：

品　質　証　明　書

工事名　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

品　質　証　明　記　事				
品　質　証　明　事　項	実　施　日	箇　　所	品質証明員氏名　印	記　　事

社内検査した結果、工事請負工事請負契約書、図面、仕様書、その他関係図書に示された品質を確保していることを確認したので報告します。

受注者　住　所

氏　名

別紙様式－15

工事関係電子書類一覧表（作成書類の役割分担・位置付け）

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること
※本様式もASP（情報共有システム）で電子で管理すること

工事関係書類							工事関係書類の標準様式（案）（様式No）	作成書類役割分担		発注者作成書類の位置づけ		受注者書類作成の位置付け						備考
										指示	通知	提出			提示	監督職員へ連絡	監督職員へ納品	
作成時期	種別			No.	書類名称	書類作成の根拠		発注者	受注者	受注者	受注者	監督職員	契約担当課	発注担当課	受注者保管			
工事着手前	作成書類の役割分担	設計審査会で確認		1	【事例】 工事のお知らせ（自治会、住民等への周知）	共通仕様書1-1-50_7	－		○						○			令和○年○月○日設計審査会で確認
				2	【事例】 関係機関（○○○）協議結果に基づく届出	共通仕様書1-1-50_2	－		○						○			令和○年○月○日設計審査会で確認
				3	【事例】 土壌汚染対策法第4条1項に基づく届出	土壌汚染対策法第4条1項	－	○			○							土地の形質の変更に着手する日の30日前までに届け出
				4	【事例 概算概略発注等のため関係機関協議が実施中、未了の場合】 関係機関（○○○）との設計・施工協議	河川法、道路法、道路交通法等の個別法	－	○			○							令和○年○月○日設計審査会で確認
				5	【事例 概算概略発注のため関係機関協議が実施中、未了の場合】 占用物件（○○○）の移設の調整、監督処分	河川法、道路法	－	○			○							令和○年○月○日設計審査会で確認
				6	【事例】 設計図書、条件明示と現地の不整合による協議資料	共通仕様書1-1-3_2	－		○			○						令和○年○月○日設計審査会で確認
				7	【事例】 設計図書、条件明示と現地の不整合による設計図修正（構造計算の伴うものや大幅な修正）	共通仕様書1-1-23	－	○		○								令和○年○月○日設計審査会で確認 個別の図面修正等について受発注者間で協議し役割分担を決定。 （受注者が実施する場合は、設計費用を発注者が負担する）
	契約図書	契約書		8	工事請負契約書	—	－	○										
		設計図書		9	共通仕様書	—	－	○										
				10	特記仕様書	—	－	○										
				11	発注図面	—	－	○										
				12	現場説明書	—	－	○										
				13	質問回答書	—	－	○										
				14	工事数量総括表	—	－	○										
	契約関係書類			15	現場代理人等通知書	工事請負契約書第10条1項	様式－1		○				○					
				16	請負代金内訳書	工事請負契約書第3条1項 共通仕様書1-1-4	様式－2		○				○					契約書を作成する全ての工事
				17	工事工程表	工事請負契約書第3条1項	様式－3		○				○					
				18	掛金収納書（電子申請方式）	共通仕様書1-1-56_6	様式－4		○				○					
				19	建退共証紙受払簿	現説時指導事項(R3.3.31付国会公契第71号)	－		○						○			電子申請を使用しない場合は、「掛金収納書提出用台紙」に掛金収納書を張り付けた上、提出する。なお、スキャン、撮影によるデータ化も可とする。
				20	工事別共済証紙受払簿	現説時指導事項(R3.3.31付国会公契第71号)	－		○						○			
				21	掛金充当実績総括表	現説時指導事項(R3.3.31付国会公契第71号)	－		○						○			
				22	被共済者就労状況報告書	現説時指導事項(R3.3.31付国会公契第71号)	－		○						○			
				23	掛金充当書	現説時指導事項(R3.3.31付国会公契第71号)	－		○						○			
				24	請求書（前払金）	工事請負契約書第35条1項	様式－5		○				○					
				25	VE提案書（契約後VE時）	特記仕様書	様式－6		○					○				契約締結後にVE提案を行う場合に提出する。
	その他			26	品質証明員通知書	共通仕様書1-1-32_(5)	様式－7		○			○						契約図書で規定された場合に提出する。
				27	再生資源利用計画書 －建設資材搬入工事用－	共通仕様書1-1-27_4	－		○			○						該当する建設資材を搬入する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。
				28	再生資源利用促進計画書 －建設副産物搬出工事用－	共通仕様書1-1-27_5	－		○			○						該当する建設副産物を搬出する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。
				29	建設発生土搬出調書	特記仕様書	－		○			○						
				30	建設発生土搬出のお知らせ	特記仕様書			○			○						
	工事書類	1施工計画	①施工計画	31	施工計画書	共通仕様書1-1-8	－		○			○						工事着手前又は施工方法が確定した時期に監督職員に提出 重要な変更が生じた場合（工期や数量等の軽微な変更以外）には、その都度当該工事に着手する前に、変更施工計画書を監督職員に提出する。
				32	ISO9001品質計画書	特記仕様書	－		○			○						
				33	設計図書の照査確認資料 （契約書18条に該当する事実があった場合）	共通仕様書1-1-3_2	－		○			○						
				34	工事測量成果表（仮BM及び多角点の設置）	共通仕様書1-1-52_1	－		○			○						
				35	工事測量結果（設計図書との照合） （設計図書と差異有り）		－		○			○						設計図書と差異があった場合にのみ監督職員に提出する。
		2施工体制	②施工体制	36	施工体制台帳	共通仕様書1-1-18_1	－		○			○						・「『施工体制台帳に係る書類の提出について』の一部改正について」（令和3年3月5日付け国官技第319号、国営整第16号）に基づき作成する。 ・建設業及び一次下請人の警備業以外は不要
				37	施工体系図	共通仕様書1-1-18_2	－		○			○						
				38	作業員名簿	共通仕様書1-1-18_1	－		○			○						
		3設計	③設計	39	承諾図書	共通仕様書1-1-9	－		○			○						設計が必要な工事において、製作・施工前に承諾図書を作成し、監督職員の承諾を得る。
施工		4施工状況	④施工管理	40	工事打合せ簿（指示）	共通仕様書1-1-2_20	様式－9	○										
				41	工事打合せ簿（協議）	共通仕様書1-1-2_23	様式－9		○			○						協議の根拠となる諸基準類のコピーは添付不要。
				42	工事打合せ簿（承諾）	共通仕様書1-1-2_21	様式－9		○			○						
				43	工事打合せ簿（提出）	共通仕様書1-1-2_24	様式－9		○			○						
				44	工事打合せ簿（報告）	共通仕様書1-1-2_26	様式－9		○			○						
				45	工事打合せ簿（通知）	共通仕様書1-1-2_27	様式－9		○			○						
				46	材料確認書	共通仕様書2-1-3_1	様式－10		○			○						設計図書に記載しているもの以外は材料確認書の提出は不要
				47	材料納入伝票	共通仕様書2-1-3_1	－		○						○			設計図書で指定した材料や監督職員から請求があった場合は提出する。
				48	段階確認書	共通仕様書1-1-28_6(3)	様式－11		○			○						・契約図書で規定された場合のみ対象 ・段階確認書に添付する資料は新たに作成する必要なし。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。

工事関係電子書類一覧表（作成書類の役割分担・位置付け）

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること
※本様式もASP（情報共有システム）で電子で管理すること

工事関係書類							工事関係書類の標準様式（案）（様式No）	作成書類役割分担		発注者作成書類の位置づけ		受注者書類作成の位置付け						備考
										指示	通知	提出			提示	監督職員へ連絡	監督職員へ納品	
作成時期	種別			No.	書類名称	書類作成の根拠		発注者	受注者	受注者	受注者	監督職員	契約担当課	発注担当課	受注者保管			
中				49	確認・立会依頼書	共通仕様書1-1-28_1	様式－12		○			○						・確認・立会依頼書添付する資料を新たに作成する必要はない。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。
				50	休日・夜間作業届	共通仕様書1-1-51_2	－		○							○		週間工程会議やASPにより事前連絡する。 ただし、現道上の工事については「提出」とする。
			⑤安全管理	51	安全教育訓練実施資料	共通仕様書1-1-41_10	－		○						○			監督職員へ実施内容の提示のみで提出不要。
			⑤安全管理	52	工事事故速報	共通仕様書1-1-44	様式－13		○			○				○		事故が発生した場合、直ちに連絡するとともに、事故の概要を書面により速やかに報告する。
			⑤安全管理	53	工事事故報告書	共通仕様書1-1-44	－		○			○						事故報告書はSAS（建設工事事故データベースシステム）により作成して提出するほか、監督職員から請求があった資料を提出する。
			⑥工程管理	54	工事履行報告書	工事請負契約書第11条 共通仕様書1-1-38	様式－14		○			○						工程の進捗状況を把握するため、実施工程表の提示を求めることがある。根拠資料の添付不要。
			⑦品質管理	55	品質規格証明資料	共通仕様書2-1-4	－		○			○						指定材料のみ提出（設計図書で指定した材料を含む）。
施工中	契約関係書類	中間前払金		56	認定請求書	工事請負契約書第35条4項	様式－15		○				○					
				57	請求書（中間前払金）	工事請負契約書第35条3項	様式－5		○				○					
		完済部分検査		58	指定部分完成通知書	工事請負契約書第39条1項	様式－16		○				○					
		完済部分検査		59	指定部分引渡書	工事請負契約書第39条1項	様式－17		○				○					
		完済部分検査		60	請求書（指定部分完済払金）	工事請負契約書第39条1項	様式－5		○				○					
		完済部分検査		61	出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-33_2	様式－18		○			○						
		既済部分検査		62	請負工事既済部分検査請求書	工事請負契約書第38条2項	様式－19		○				○					
		既済部分検査		63	出来形報告書 （数量内訳書、出来形図）	共通仕様書1-1-34_7	－		○			○						中間技術検査時にも提出する。
		既済部分検査		64	出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-34_2	様式－18		○			○						
		既済部分検査		65	請求書（部分払金）	工事請負契約書第38条5項	様式－5		○				○					
		修補		66	修補完了届	工事請負契約書第32条1項 工事請負契約書第32条6項	様式－21		○				○					
		部分使用		67	部分使用承諾書	工事請負契約書第34条1項	様式－22		○				○					部分使用がある場合に提出する。
		工期延期		68	工期延期願	工事請負契約書第18条～22条	様式－23		○				○					工期延期が発生する場合に提出する。
		支給品	支給品	69	支給品受領書	工事請負契約書第15条3項	様式－24		○			○						支給品を受領した場合に提出する。
		支給品	支給品	70	支給品精算書	共通仕様書1-1-25_3	様式－25		○			○						支給品がある場合に提出する。
		支給品	建設機械	71	建設機械使用実績報告書	共通仕様書1-1-25_4	様式－26		○			○						建設機械の貸与がある場合に提出する。
		支給品	建設機械	72	建設機械借用・返納書	工事請負契約書第15条3項	様式－27		○			○						建設機械の貸与がある場合に提出する。
		現場発生品		73	現場発生品調書	共通仕様書1-1-26	様式－28		○			○						現場発生品がある場合に提出する。
		その他		74	出来形報告書 （数量内訳書、出来形図）	共通仕様書1-1-35_6	－		○			○						既済部分検査等の際に提出する。
		その他		75	産業廃棄物管理表（マニフェスト）	共通仕様書1-1-27_2	－		○						○			・産業廃棄物がある場合に監督職員へ提示すればよく、コピーの提出不要。
		その他		76	建設発生土搬出調書	特記仕様書	－		○					○				
		その他		77	建設発生土搬出のお知らせ	特記仕様書	－		○					○				
		その他		78	新技術活用関係資料	特記仕様書	－		○					○				新技術情報提供システム（NETIS）に登録されている技術を活用して工事施工する場合に提出する。
工事完成時	契約関係書類			79	完成通知書	工事請負契約書第32条1項	様式－29		○				○					
	契約関係書類			80	引渡書	工事請負契約書第32条4項	様式－30		○				○					
	契約関係書類			81	請求書（完成代金）	工事請負契約書第33条1項	様式－5		○				○					
	工事書類			82	出来形管理図表	共通仕様書1-1-37_10	様式－31		○			○						・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・出来形の測定位置が分かるように略図を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果一覧表、出来形管理図（工程能力図）、度数表（ヒストグラム）については、出来形管理図表にて代用可能なため提出不要。
	工事書類			83	品質管理図表	共通仕様書1-1-37_10	様式－32		○			○						・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・品質の測定位置が分かるように略図を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果一覧表、品質管理図（工程能力図）、度数表（ヒストグラム）については、品質管理図表にて代用可能なため提出不要。
	工事書類			84	品質証明書	共通仕様書1-1-32(1)	様式－33		○			○						・契約図書で規定された場合に提出する。 ・品質証明に関する添付書類は提出不要
	工事書類			85	工事写真	共通仕様書1-1-37_10	－		○			○						・工事写真の撮影に当たっては、写真管理基準（案）を適用する。 ・電子納品等運用ガイドライン（案）【機械設備工事編】に基づき提出する。 ・紙の工事写真帳の提出不要 ・不可視部分を含め、監督職員又は現場技術員が臨場して確認した箇所は、出来形管理写真等の撮影は省略 ・監督職員等が確認や立会っている状況写真等も不要。
	工事書類			86	総合評価実施報告書	特記仕様書	－		○			○						総合評価落札方式を適用して契約した場合に提出する。
	工事書類			87	創意工夫・社会性等に関する実施状況	特記仕様書 共通仕様書1-1-59	様式－34		○			○						自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として、特に評価できる項目を実施すれば提出できる。 1工事につき最大10項目までの提出とする。
	工事完成図書			88	工事完成図	共通仕様書1-1-30	－		○			○					○	・電子納品等運用ガイドライン（案）【機械設備工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。
	工事完成図書			89	工事管理台帳	共通仕様書1-1-30	－		○			○					○	・電子納品等運用ガイドライン（案）【機械設備工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。
	その他			90	再生資源利用実施書 －建設資材搬入工事用－	共通仕様書1-1-27_6	－		○			○						該当する建設資材を搬入した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。
	その他			91	再生資源利用促進実施書 －建設副産物搬出工事用－	共通仕様書1-1-27_6	－		○			○						該当する建設副産物を搬出した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。
	その他			92	維持管理情報データベース統一様式	特記仕様書	－		○			○						施工内容に基づき、機械設備維持管理システムにおける所定様式を作成して提出する。
	その他			93	予備品リスト	特記仕様書	－		○			○						予備品を納入する場合、所定様式により「予備品リスト」を作成して提出する。
工事完成後	その他			94	低入札価格調査 （間接工事費等諸経費動向調査票）	共通仕様書1-1-21_5	－	○	○					○				「低入札価格調査制度」の調査対象工事の場合に完成日から30日以内に提出する。

別紙様式－１９

【遠隔臨場に関する基礎調査様式】

●基本情報

工事名	
会社名	
担当者名	
連絡先	
アドレス	

●遠隔臨場を適用した項目

No.	適用種別 （選択）	工　種 （自由記述）	細　別 （自由記述）	確認時期 （自由記述）	確認項目 （自由記述）	適用理由 （自由記述）	その他意見 （自由記述）
記入例	段階確認	矢板工	鋼矢板	打込時	長さ	・検尺及び目視確認が可能だったため ・確認頻度が多くあり、現場作業の調整の効率化を図るために実施	

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

●遠隔臨場を適用せず、従来の現場臨場とした項目

No.	適用種別 （選択）	工　種 （自由記述）	細　別 （自由記述）	確認時期 （自由記述）	確認項目 （自由記述）	適用理由 （自由記述）	その他意見 （自由記述）
記入例	段階確認	掘削工		土質の変化した時	土質、変化位置	・土(岩)質の確認は映像では困難のため	

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

●遠隔臨場に使用した機器

No.	機器構成 （選択）	遠隔臨場システムの名称 （自由記述）	遠隔臨場システムのメーカー名 （自由記述）	監督職員ＰＣとのセキュリティ上の通信可否 （つながる or つながらない）
記入例	パッケージシステム	Generation-eye	（株）Atos	つながらない

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

予備品リスト

別紙様式－２０

地整名	事務所名	施設の名称	設備名	形式または機器名	製作会社	規格	型式	予備品内訳及び保管等の経緯																	
								名　称	部品メーカ	規格・品番	形状等	在庫すべき数量	在庫状況								図面番号	保管場所	有効期限	備　考	
													年度当初数量		増減数量		増減数量		残数量（ｙｙ．ｍｍ．ｄｄ現在）						
													年　月　日	数量	年　月　日	数量	年　月　日	数量	計	欠品					
																			0	0					

別表－1

減速機の軸受（型番、発生周波数）調査表

対象施設/メーカ	要素	仕様項目	数値	振動原因	周波数(Hz)
穏池排水機場	○○○軸受	回転数	***		
3号機	○○○○軸	ピッチ径		外輪軌道面	**.****
メーカ名	○○○○○軸受	ボール径		内輪軌道面	**.****
	型番：*****	接触角		保持器	*.****
		玉数		玉・コロ	**.****

記載例

	要素（例）	仕様項目	数値	振動原因	周波数(Hz)
	転がり軸受	回転数	125		
	減速機入力軸	ピッチ径		外輪軌道面	62.5420
	アンギュラ玉軸受	ボール径		内輪軌道面	87.4580
	7326BDB	接触角		保持器	5.2118
		玉数		玉・コロ	28.0275
	転がり軸受	回転数	125		
	減速機入力軸	ピッチ径		外輪軌道面	76.8310
	自動調心ころ軸受	ボール径		内輪軌道面	110.6690
	22328	接触角		保持器	5.1221
		玉数		玉・コロ	33.5034
	転がり軸受	回転数	125		
	減速機入力軸	ピッチ径		外輪軌道面	50.4730
	自動調心ころ軸受	ボール径		内輪軌道面	72.5270
	22326	接触角		保持器	3.3649
		玉数		玉・コロ	22.1311
	転がり軸受	回転数	125		
	減速機入力軸	ピッチ径		外輪軌道面	50.4730
	自動調心ころ軸受	ボール径		内輪軌道面	72.5270
	22326	接触角		保持器	3.3649
		玉数		玉・コロ	22.1311
	転がり軸受	回転数	125		
	減速機入力軸	ピッチ径		外輪軌道面	24.3110
	自動調心ころ軸受	ボール径		内輪軌道面	29.8550
	23040	接触角		保持器	0.9351
		玉数		玉・コロ	10.0703
	転がり軸受	回転数	125		
	減速機入力軸	ピッチ径		外輪軌道面	24.3110
	自動調心ころ軸受	ボール径		内輪軌道面	29.8550
	23040	接触角		保持器	0.9351
		玉数		玉・コロ	10.0703

別表－2

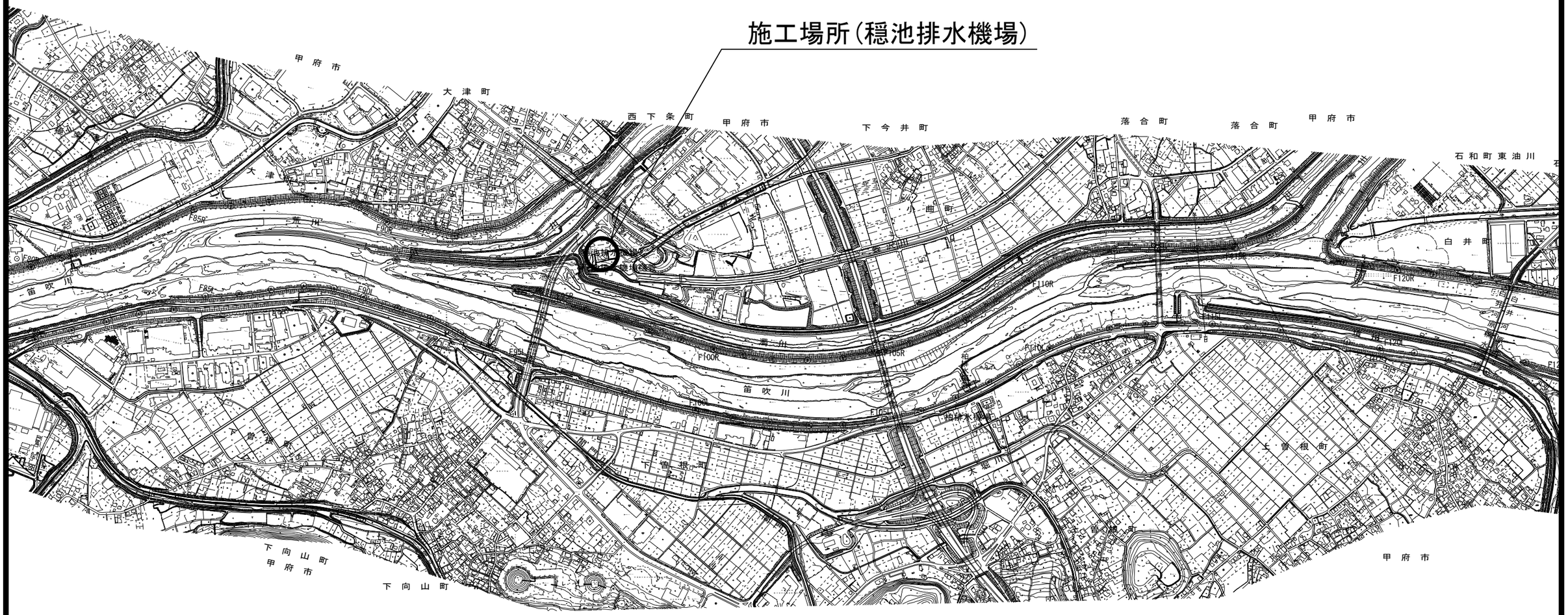
ポンプ設備の分解整備計測項目

設備区分	装置区分	計測部位	計測項目	備考
1. 主ポンプ設備				
立軸ポンプ	本体	吐出しベンド	ケーシングを主体とする本体振動（振幅）	
			水平度	
			寸法／厚さ	
		インペラ	釣り合い	
			厚さ	
			隙間	
	主軸及び軸受	主軸及び軸継手全般	芯出し	
			釣り合い	
			摩耗	スリーブの摩耗も含む
			カップリングゴムの摩耗	
			回転速度	
			軸振動	
		外側軸受	温度	
			振動（振幅）	
			摩耗	
		水中軸受（セラミックス軸受）	摩耗	
		水中軸受（ゴム軸受）	摩耗	
		グランドパッキン	スリーブの摩耗	
		無給水軸封装置	スリーブの摩耗	
2. 主ポンプ設備駆動設備				
動力伝達装置（減速機）	潤滑油系統	潤滑油	圧力	
			温度	
	減速機本体	据付部	水平度	
			振動	
		歯車箱	摩耗	
		軸受	温度	
			振動（速度）	
			摩耗	
		入力軸、出力軸、中間軸	摩耗	
		歯車	摩耗	
	多板クラッチ	軸受	温度	
			振動（速度）	
			摩耗	
	軸継手	軸継手	芯出し	
			摩耗	
動力伝達装置（流体継手）	作動油・潤滑油系統	作動油	圧力	
		作動油ポンプ	圧力	
	冷却水系統	冷却水	温度	
	流体継手本体	軸受	温度	
			振動（速度）	
			摩耗	
		ブレード	状況	
	軸継手	軸継手	摩耗	

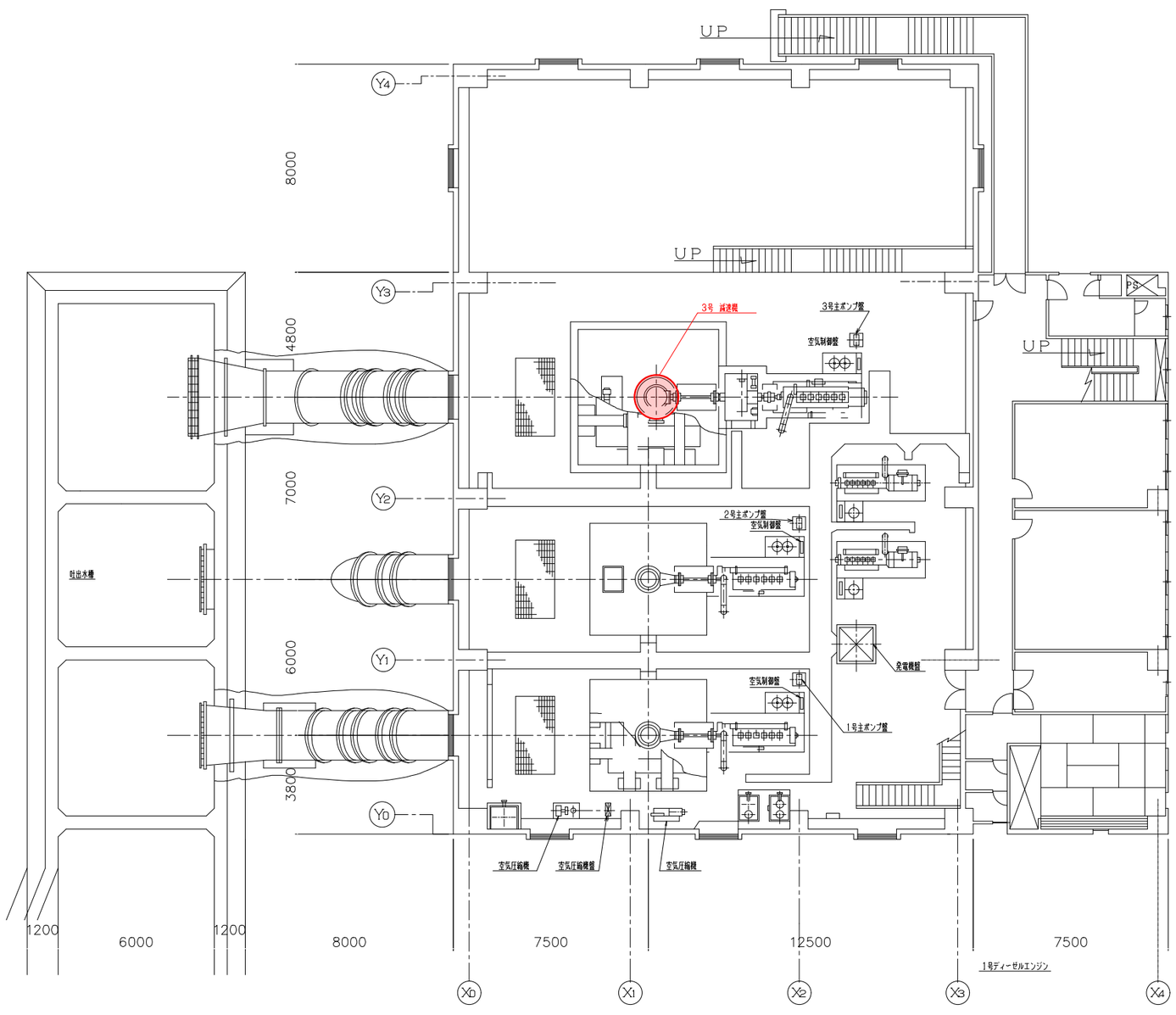
交換部品

No	品名及び仕様		単位	数量	備考
1	玉軸受	#6244	個	1	3号主ポンプ取替部品
2	羽根車	SCS13	個	1	3号主ポンプ取替部品
3	軸継手	SUS304	個	1	3号主ポンプ取替部品
4	継手カラー	SUS403Q　2つ割れ	組	1	3号主ポンプ取替部品
5	軸受ナット	S45CH	個	1	3号主ポンプ取替部品
6	軸受部スリーブ(案内羽根部)	WC(超硬合金)　φ190×φ174×270L	個	1	3号主ポンプ取替部品
7	軸受部スリーブ(中間軸受部)	WC(超硬合金)　φ190×φ174×150L	個	1	3号主ポンプ取替部品
8	スペーサスリーブ(案内羽根部)	SUS304　φ190×φ174×264L	個	1	3号主ポンプ取替部品
9	スペーサスリーブ(中間軸受部)	SUS304　φ190×φ174×60L	個	1	3号主ポンプ取替部品
10	羽根車ナット	SUS304	個	1	3号主ポンプ取替部品
11	羽根車キー	SUS403Q　40×22×520L	個	1	3号主ポンプ取替部品
12	軸スリーブ(シール部)	SUS304	個	1	3号主ポンプ取替部品
13	シールリング	NBR	組	2	3号主ポンプ取替部品
14	フェノール軸受(案内羽根部)	フェノール樹脂+SUS304　φ190用　1.0D	組	1	3号主ポンプ取替部品
15	フェノール軸受(中間軸受部)	フェノール樹脂+SUS304　φ190用　0.5D	組	1	3号主ポンプ取替部品
16	フランジ継手挟み金	SS400　2つ割れ	組	1	3号主ポンプ取替部品
17	軸受座金	SPCC	個	1	3号主ポンプ取替部品
18	ゴムひも	ニトリルゴム	個	1	3号主ポンプ取替部品
19	ガスケット	ニトリルゴム　φ770×φ600×t1.5	個	1	3号主ポンプ取替部品
20	鉛パッキン	PbP φ350×φ320×t4,t1	組	2	3号主ポンプ取替部品
21	ゴムひも	ニトリルゴム　φ8	個	1	3号主ポンプ取替部品
22	ゴムひも	ニトリルゴム　φ8	個	1	3号主ポンプ取替部品
23	ゴムひも	ニトリルゴム　φ6	個	1	3号主ポンプ取替部品
24	ゴムひも	ニトリルゴム　φ4	個	3	3号主ポンプ取替部品
25	オイルシール	ニトリルゴム　ZF46	個	1	3号主ポンプ取替部品
26	平行キー(軸受スリーブ用)	S45CH　10×8×25L	個	1	3号主ポンプ取替部品
27	平行キー(軸継手用	SUS403Q　42×25×229L	個	2	3号主ポンプ取替部品
28	平行キー(スペーサスリーブ用)	SUS403Q　8×7×15L	個	1	3号主ポンプ取替部品
29	平行キー(スペーサスリーブ用)	SUS403Q　8×7×15L	個	1	3号主ポンプ取替部品
30	平行キー(軸スリーブ用)	SUS403Q　12×8×40L	個	1	3号主ポンプ取替部品
31	平行キー	S45CH　40×22×340L	個	1	3号主ポンプ取替部品
32	軸受		式	1	3号減速機取替部品
33	圧力スイッチ		個	1	3号減速機取替部品
34	圧力計		個	2	3号減速機取替部品
35	トロコイドポンプ		個	1	3号減速機取替部品
36	ポンプ駆動用歯車		組	1	3号減速機取替部品
37	棒状温度計		式	1	3号減速機取替部品
38	消耗品		式	1	3号減速機取替部品
39	油切り	SS41	個	1	3号流体継手取替部品
40	シールリング	BC6	組	2	3号流体継手取替部品
41	サイドカバー	AC3A	組	2	3号流体継手取替部品
42	ライナーリング	BC6	組	1	3号流体継手取替部品
43	デフレクターA	SS41	個	2	3号流体継手取替部品
44	球面コロ軸受		個	2	3号流体継手取替部品
45	軸受メタルR4	S20C,WJ2	組	1	3号流体継手取替部品
46	軸受メタルR3	S20C,WJ2	組	1	3号流体継手取替部品
47	軸受メタルR2	S20C,WJ2	組	1	3号流体継手取替部品
48	軸受メタルR1	S20C,WJ2	組	1	3号流体継手取替部品

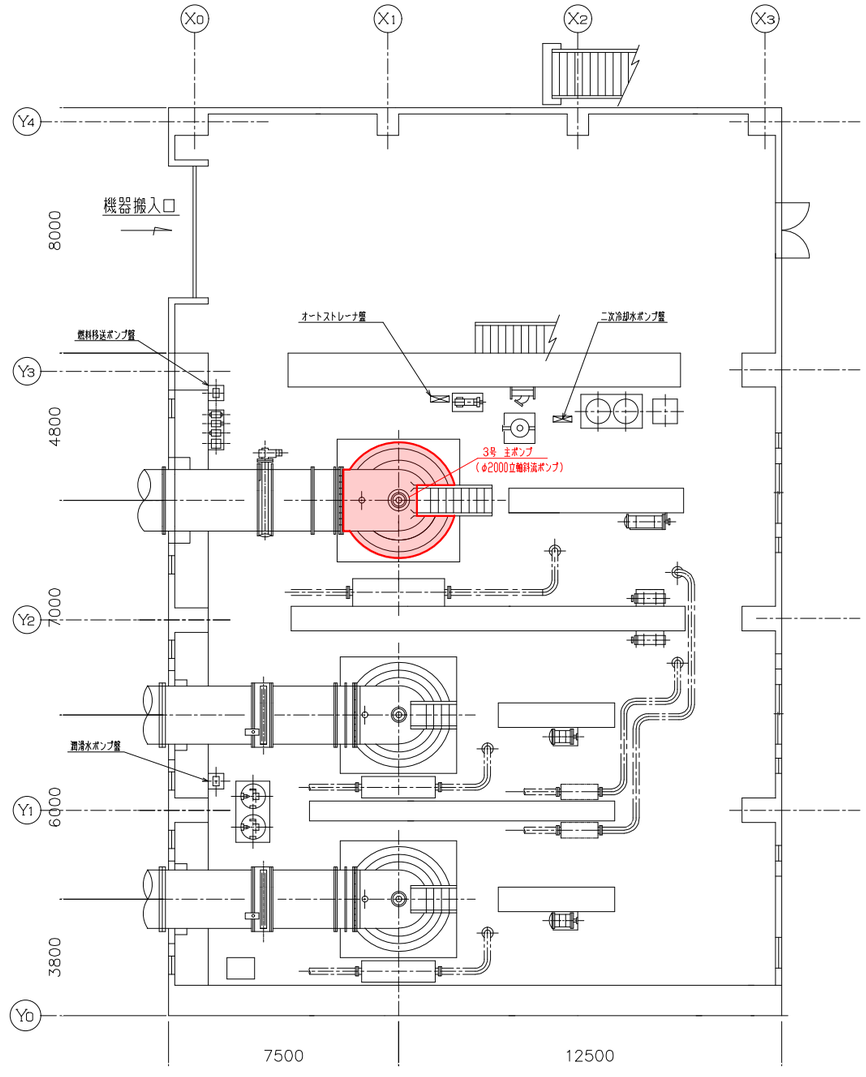
位　置　図



工事名	Ｒ７穏池排水機場３号主ポンプ分解整備工事										
図面名	位　置　図										
縮　尺	－	図面番号	1 / 3								
作成年月日	令和８年２月										
設計会社名	－										
所長		副所長		課長		専門調査官		係長		設計	
事務所名	国土交通省　甲府河川国道事務所										

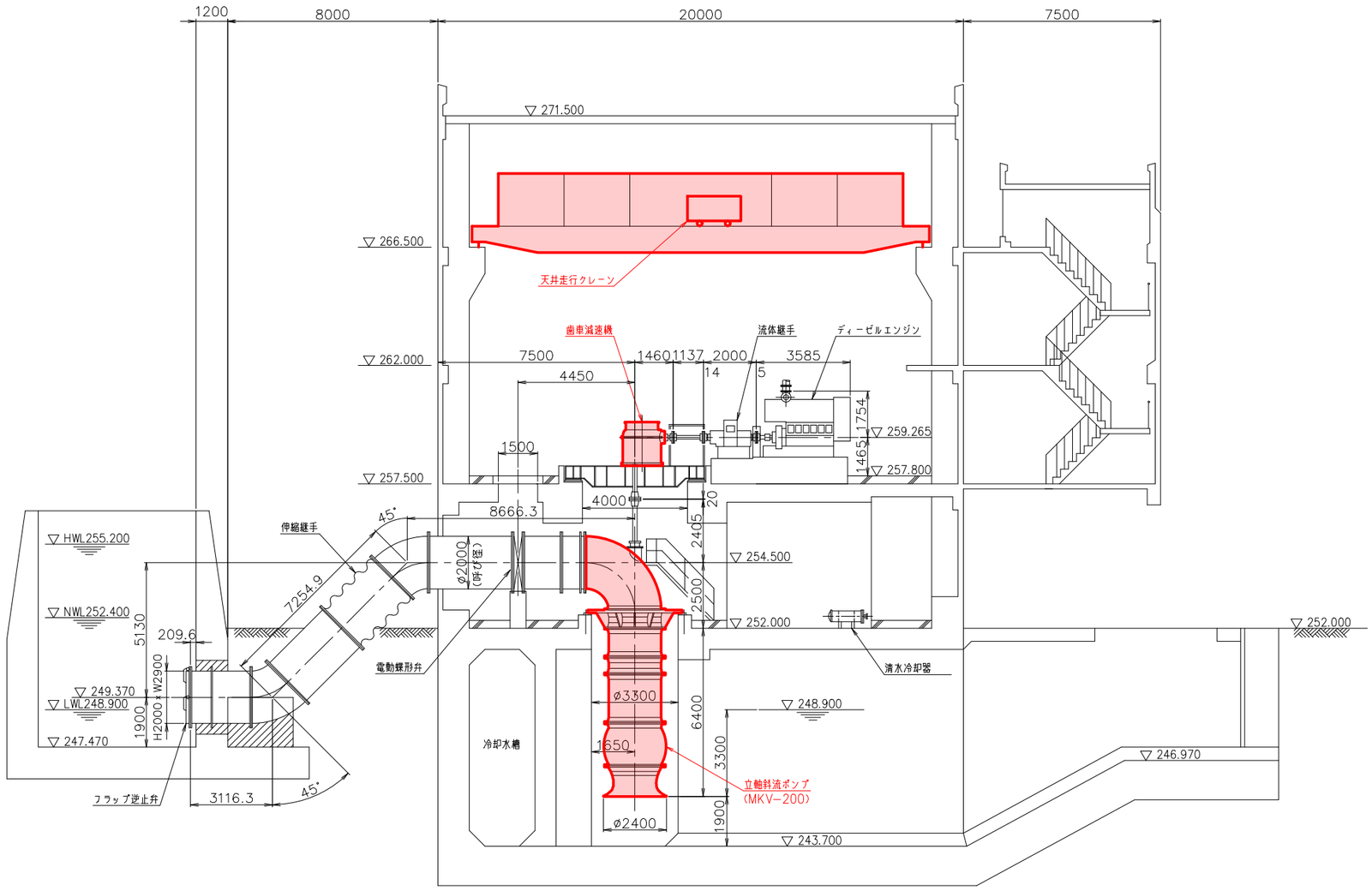


原動機室 平面図



ポンプ室 平面図

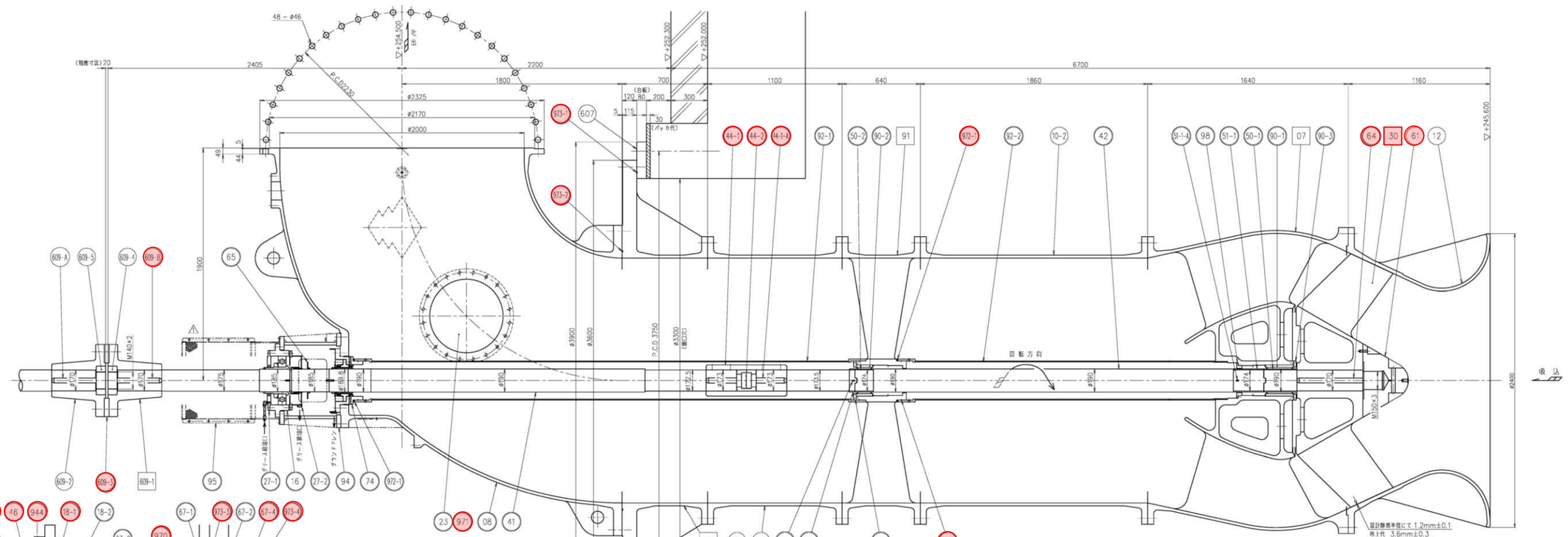
工事名	R７穏池排水機場３号主ポンプ分解整備工事		
図面名	原動機室・ポンプ室平面図		
年月日	令和８年２月		
縮　尺	1:100	図面番号	2 / 3
会社名			
事務所名	国土交通省　甲府河川国道事務所		



断面AA

工事名	Ｒ７稲池排水機場３号主ポンプ分解整備工事		
図面名	原動機室・ポンプ室断面図（AA断面）		
年月日	令和８年２月		
縮　尺	1:100	図面番号	3 / 3
会社名			
事務所名	国土交通省　甲府河川国道事務所		

断　面　図



新製	1	609-3	平行キー	S45CH		40x22x340L			
既設	1	609-A	平行キー	S45CH		40x22x340L			
既設	14組	607-A	基礎ボルト、ナット、平座金	SS400		M48×800L			
新製	1	92-3-A	平行キー（軸スリーブ用）	SUS403J		12×8×40L			
新製	1	51-2-A	平行キー（スペーサスリーブ用）	SUS403J		8×7×15L			
新製	1	51-1-A	平行キー（スペーサスリーブ用）	SUS403J		8×7×15L			

新製	2	44-1-A	平行キー（軸継手用）	SUS403J		42×25×229L			
新製	1	18-2-A	平行キー（軸受スリーブ用）	S45CH		10×8×25L			
新製	1	975-1	オイルシール	ニトリルゴム		ZF46			
新製	3	973-4	ゴムひも	ニトリルゴム		ø4			
新製	1	973-3	ゴムひも	ニトリルゴム		ø6			
新製	1	973-2	ゴムひも	ニトリルゴム		ø8			
新製	1	973-1	ゴムひも	ニトリルゴム		ø8			

新製	2組	972-1	給パッキン	PbP		ø350×ø320×t4, t1			
新製	1	971	ガスケット	ニトリルゴム		ø770×ø600×t1.5			
新製	1	970	ゴムひも	ニトリルゴム					
新製	1	944	軸受座金	SPCC		AW44			
既設	1	609-5	丸ナット（減速機側）	SS400		右ねじ			
既設	1	609-4	丸ナット（ポンプ側）	SS400		左ねじ			
新製	1組	609-3	フランジ継手挟み金	SS400		2つ割れ			
既設	1	609-2	フランジ継手	SC450		減速機側			
改造	1	609-1	フランジ継手	SC450		ポンプ側			
既設	1	607	ポンプ台板	SS400					
新製	1	98	ブシュ	CAC406					
新製	1組	95	触媒護カバー	SS400		2つ割れ			
新製	1	94	上部軸受支え台	SS400					
新製	1	92-2	軸保護管（下部）	SUS304TP					
新製	1	92-1	軸保護管（上部）	SUS304TP					
改造	1	91	中間軸受箱	FC250					
新製	8	90-5	全ビス	SUS304		ø10×18L			
新製	1	90-4	軸受押え（中間軸受部）	SUS304					
新製	1	90-3	軸受押え（案内羽根部）	SUS304					
新製	1組	90-2	フェノール軸受（中間軸受部）	ﾌｪﾉｰﾙ樹脂 LNJ4304		ø190用 0.5D			

新製	1組	90-1	フェノール軸受（案内羽根部）	ﾌｪﾉｰﾙ樹脂 LNJ4304		ø190用 1.0D			
新製	1	74	シールボックス	SUS304					
新製	2組	67-4	シールリング	N.B.R					
新製	1	67-3	軸スリーブ（シール部）	SUS304					
新製	1	67-2	プレート（シール部）	CAC406		2つ割れ			
新製	1組	67-1	ケーシング（シール部）	CAC406		2つ割れ			
新製	1	65	水 切 り	CAC406					
新製	1	64	羽根車キー	SUS403J		40×22×520L			
新製	1	63-2	グリース管（上部軸受部）	SS400					
新製	1	63-1	グリースよび（上部軸受部）	S45CH					
新製	1組	62	スプリットリング（上部軸受部）	S45CH		2つ割れ			
既設	1	61	羽根車ナット	SC450					
新製	1	51-2	スペーサスリーブ（中間軸受部）	SUS304		ø190×ø174×60L			
新製	1	51-1	スペーサスリーブ（案内羽根部）	SUS304		ø190×ø174×264L			
新製	1	50-2	軸受部スリーブ（中間軸受箱部）	WC		ø190×ø174×150L			
新製	1	50-1	軸受部スリーブ（案内羽根部）	WC		ø190×ø174×270L			
新製	1	46	軸受ナット	S20C		AN44			
新製	1組	44-2	軸継手カラー	SUS403J		2つ割れ			
新製	1	44-1	軸 継 手	SUS304					
新製	1	42	主 軸（下 部）	SUS403J					
新製	1	41	主 軸（上 部）	SUS403J					

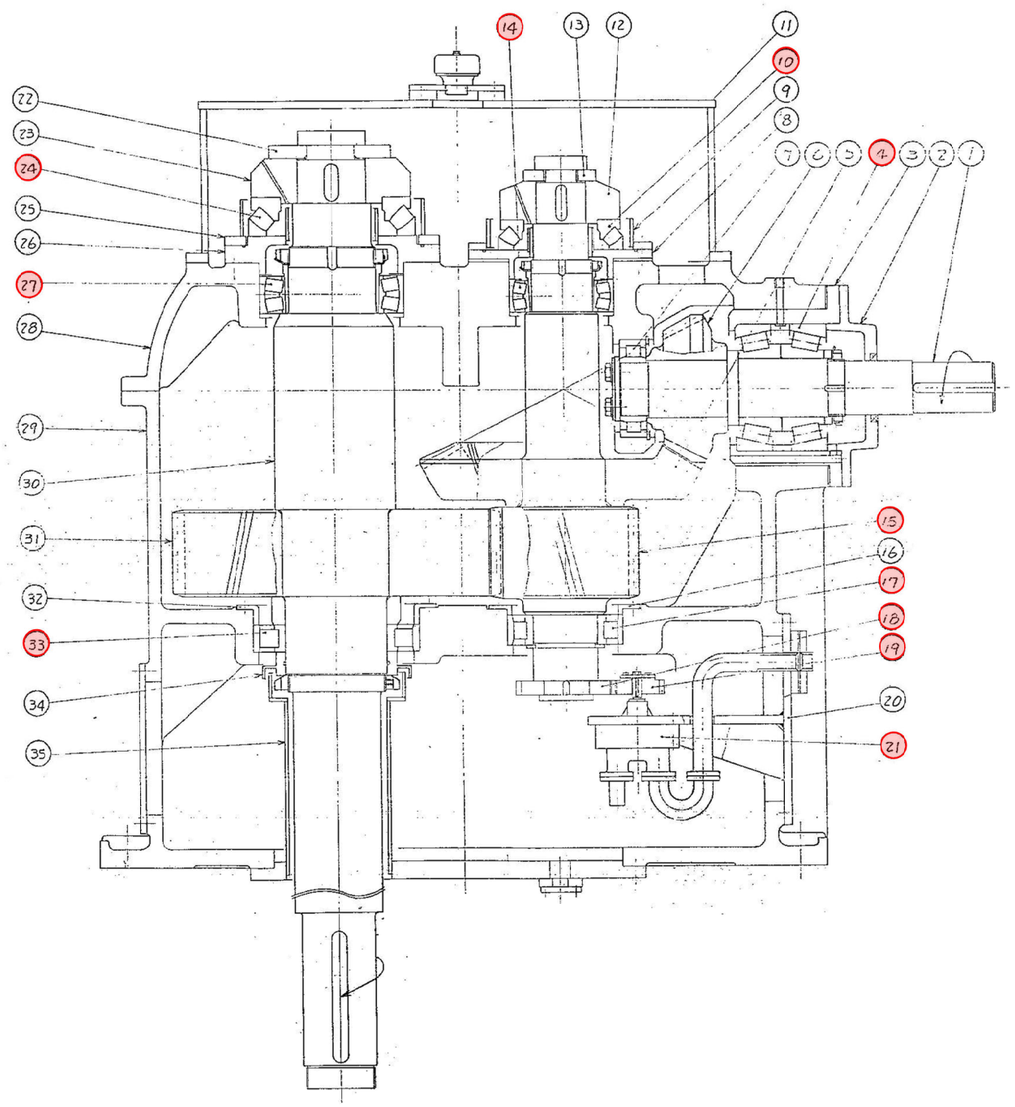
改造	1	30	羽 根 車	SC450					
新製	1	27-2	グリース受け（上部軸受箱用）	SS400					
新製	1	27-1	軸受カバー（上部軸受箱用）	SS400					
新製	2	23	点検穴蓋	SS400					
新製	1	18-2	軸受スリーブ	S45CH					
新製	1	18-1	主 軸 受						
新製	1	16	上部軸受箱	FC250					
既設	1	12	吸 込 口	FC250					
既設	1	10-2	下部吐出管	FC250					
既設	1	10-1	中間吐出管	FC250					
改造	1	09	上部吐出管	FC250					
新製	1	08	吐出曲管	FC250					
改造	1	07	案内羽根	FC250					

⚠ SC450 SUS403J

参考図面

工事名	Ｒ７穏池排水機場３号主ポンプ分解整備工事		
図面名	３号ポンプ組立断面図（参考図）		
年月日	令和８年２月		
縮　尺	－	図面番号	１／４
会社名			
事務所名	国土交通省　甲府河川国道事務所		

断　面　図

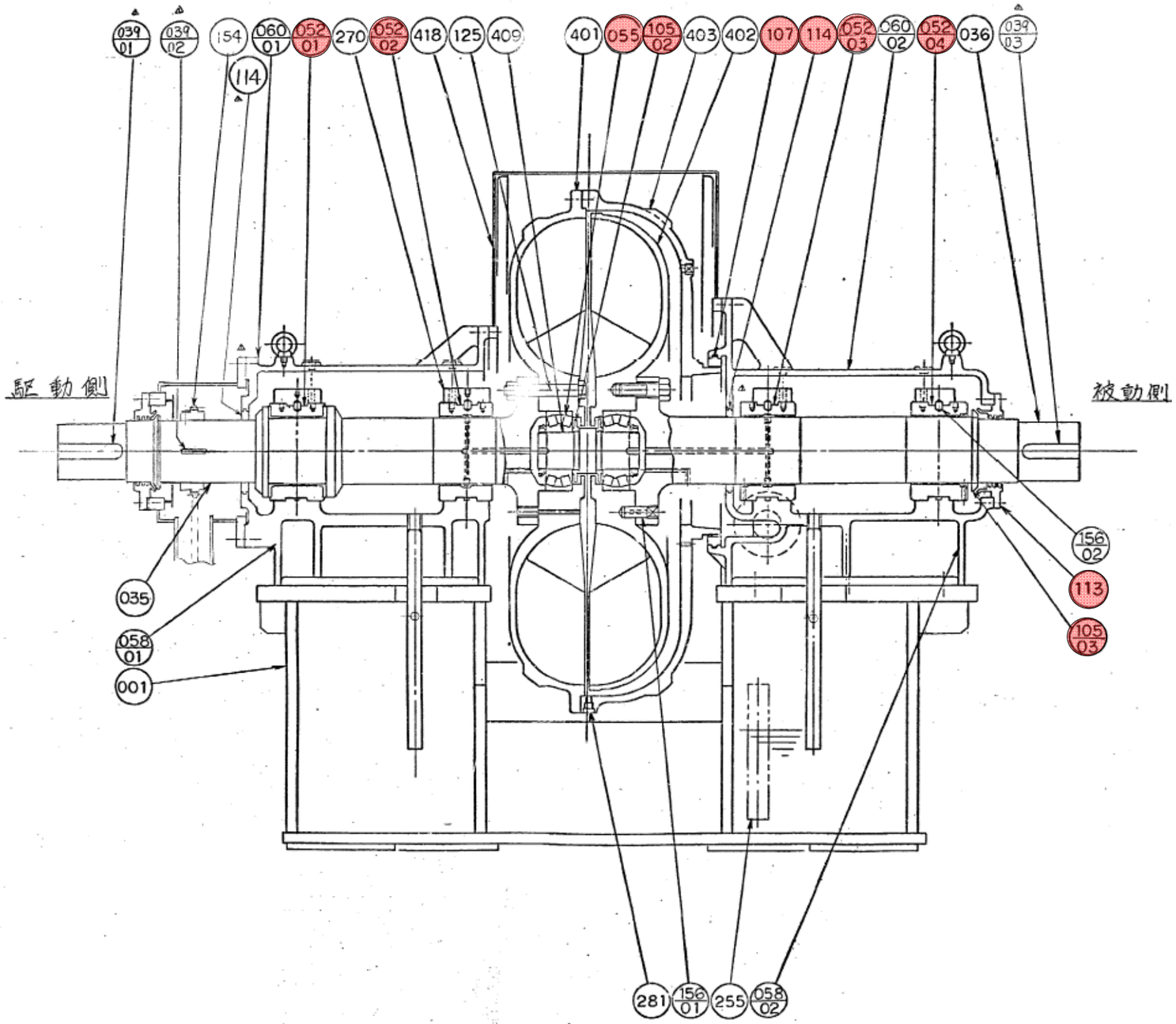


35	カバー	S541	1
34	アブラキリ	S541	1
33	ラジアルコロジクケ	購入品	1
32	オイエイタ	S541	1
31	ハスバハブルマ	SNC21	1
30	シフ	SCM4	1
29	ケタース	FC25	1
28	ウエハース	FC25	1
27	ラジアルコロジクケ	購入品	1
26	オリエイタ	S541	1
25	カバー	S541	1
24	スラストコロジクケ	購入品	1
23	スラストカラー	S45C	1
22	スラストプレート	S45C S	1
21	トロコイドポンプ	購入品	1
20	カバー	S541	1
19	ヒラハブルマ	S45C	1
18	ヒラハブルマ	S45C	1
17	ラジアルコロジクケ	購入品	1
16	オリエイタ	S541	1
15	ハスバハブルマ	SNC22	1
14	ラジアルコロジクケ	購入品	1
13	スラストプレート	S45C S	1
12	スラストカラー	S45C	1
11	カバー	S541	1
10	スラストコロジクケ	購入品	1
9	カバー	S541	1
8	オリエイタ	S541	1
7	ラジアルコロジクケ	購入品	1
6	マカドリハカサハブルマ	SNC22	1
5	マカドリハカサハブルマ	SNC21	1
4	コロガリミゾカケ	購入品	1
3	ヘアリングハウス	FC25	1
2	サイドカバー	FC25	1
1	シフ	S45C	1

参考図面

工事名	R７稲池排水機場３号主ポンプ分解整備工事		
図面名	減速機３断面図（参考図）		
年月日	令和８年２月		
縮　尺	－	図面番号	2 / 4
会社名			
事務所名	国土交通省　甲府河川国道事務所		

交換対象部品（流体継手）

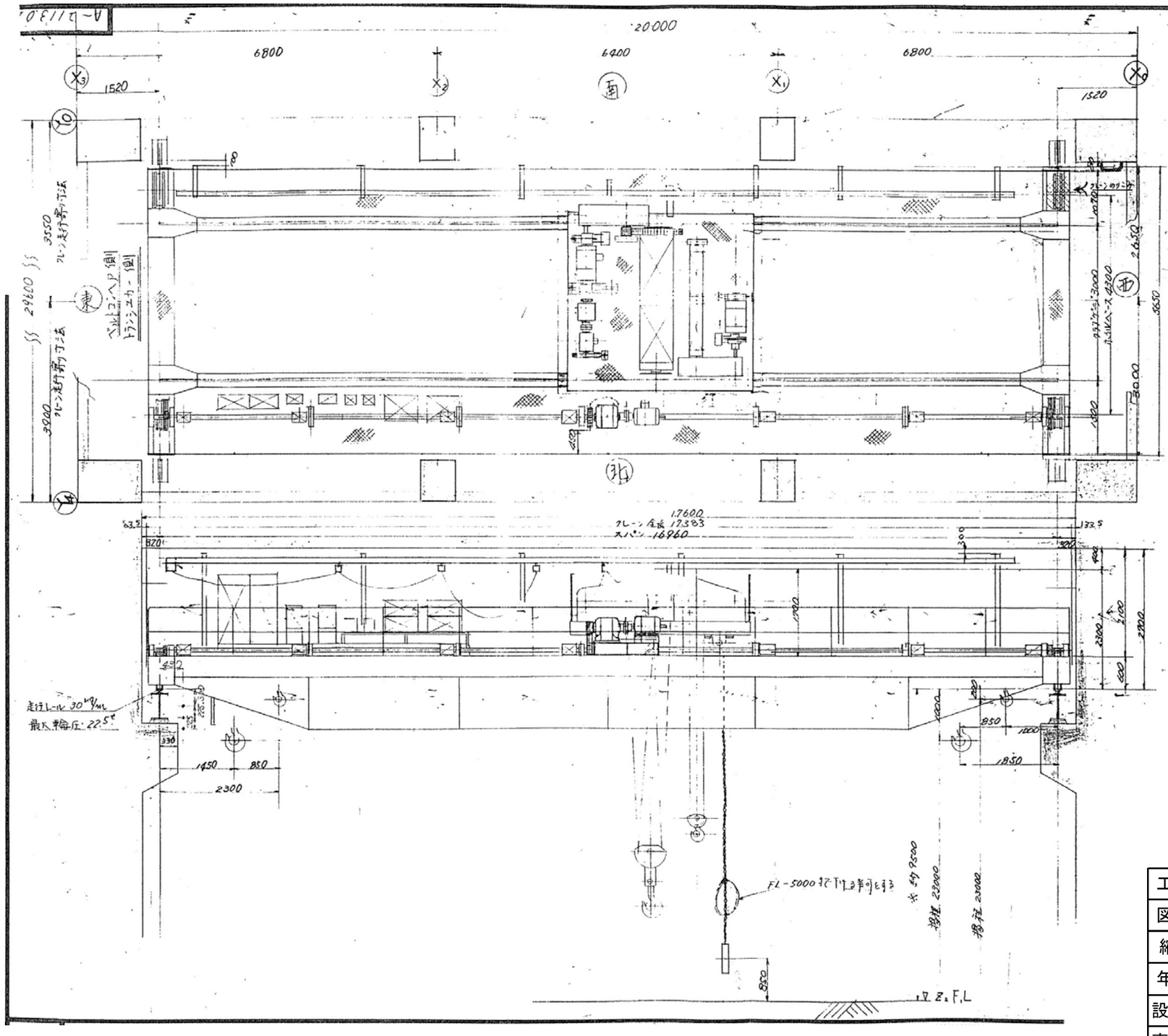


039-03	キー	S45C	1	
039-02	キー	S45C	1	
418	保護カバー	SS41	1	
409	スラスト軸	S45C	1	
403	ケーシング	FCD40	1	
402	ランナ	FCD40	1	
401	インペラ	FCD40	1	
281	ノズル	SUS304	6	
270	メタル押エ	FC30	4	
255	油面計	アクリル	1	
156-02	リーマピン	S45C	4	
156-01	リーマピン	S45C	3	
154	スプロケットホイール	S35C	1	油圧ユニット用
105-03	油切り	SS41	1	
125	リーマボルト	SCM3	6	
114	シールリング	BC6	2	
113	サイドカバー	AC3A	2	
107	ライナーリング	BC6	1	
105-02	デフレクター A	SS41	2	
060-02	被動側軸受ケーシング 上	FC30	1	
060-01	駆動側軸受ケーシング 上	FC30	1	
058-02	被動側軸受ケーシング 下	FC30	1	
058-01	駆動側軸受ケーシング 下	FC30	1	
055	球面コロ軸受		2	
052-04	軸受メタル R4	S20C・WJ2	1	
052-03	軸受メタル R3	S20C・WJ2	1	
052-02	軸受メタル R2	S20C・WJ2	1	
052-01	軸受メタル R1	S20C・WJ2	1	
039-01	キー	S45C	1	
036	被動軸	S45C	1	
035	駆動軸	S45C	1	
001	ボックス	SS41	1	
番号	部品名	材質	個数	備考

参考図面

工事名	R7穏池排水機場3号主ポンプ分解整備工事		
図面名	交換対象部品（流体継手）		
縮尺	—	図面番号	3/4
年月日	令和8年2月		
設計会社名			
事務所名	国土交通省　甲府河川国道事務所		

天井クレーン　全体図



主要事項					
つり上荷重				30.62t	
定格荷重	主巻			30t	補巻 5t
過荷重試験荷重				定格荷重の125%	
揚程	主巻 23m 補巻 23m				
スパン				16,960m	
運動	速度 m/min	電動機 KW	RPM	ED%	ブレーキ
主巻	1.8	15	1000	40%	電磁及制御ブレーキ
補巻	6	7.5	1000	40%	〃
横行	10	3.7	1000	40%	電磁ブレーキ
走行	20	7.5	1000	40%	〃
電源	AC 200 V 50 HZ				
ワイヤロープ	主巻	JIS G 3525 18φ B種 6×F(22-7)20φ			
	補巻	JIS G 3525 6φ A種 6×37 11.2φ			
摘要	給油	ニードルスタンド グリースガン方式			
	電気品	三菱電機又は日立製作所製			

参考図面

工事名	R7穏池排水機場3号主ポンプ分解整備工事		
図面名	天井クレーン　全体図		
縮尺	—	図面番号	4/4
年月日	令和8年2月		
設計会社名			
事務所名	国土交通省　甲府河川国道事務所		